

POLICY AND LEGISLATION

政策資料

■卷頭言

政権一年間を顧みて

梶山 篤

■資料

- ・与党はこうする緊急円高対策
- ・ILO156条約（参）全会一致で可決

日本社会党政策審議会

6

1995 NO. 345

A5判64頁

社会新報ブックレット

各600円(税込)

どうなる あなたの年金

改革 早わかり解説
池端清一衆院議員

復興への提案

阪神・淡路大震災から学ぶ
後藤正治・野田正彰ほか

いま、民主リベラル 寛容な市民政党をつくる
久保亘・田原総一郎

北京につどう 95年国連世界女性会議にむけて
久保田真苗・大脇雅子

「安全」は21世紀のキーワード PL法の生かし方
吉峯啓晴

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い!

入会金●1口1万円。(ブックレット計20冊送付します。2000円+送料がお得です。)
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入会申し込み書をお送りします。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

半歳もつだらうか、一年はもつまい、などとの酷評のなかで発足した村山連立政権は、はや一年間を迎えようとしています。細川総理を中心とする八党会派による「非自民連立政権」が一年の短命で消えた当時と比較して感無量です。

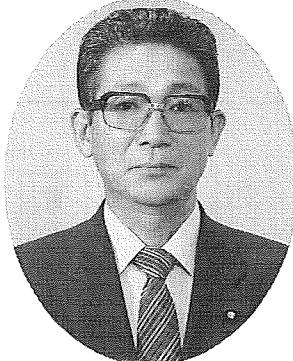
げた村山総理の個人的な真面目さ、高慢さのない政治姿勢であろう。次は連立政権発足の際に取り決めた「合意事項」を忠実に実施しようと三党の努力。第三はルールに従って、時間がかかるがボトルアップ方式による政策・立法・予算編成。第四は絶対にトップ・

ですが、改革に着手している点は理解して貰えると思います。政治の谷間に解決が困難視されていた諸問題が村山政治の土俵にのぼり着々と解決への方策へ向かっていることは、評価されるべきでしょう。原爆被爆者援護・従軍慰安婦問題をはじめとする戦後五

年間を顧みて

政策審議会副会長

穂 山 篤



ですが、改革に着手している点は理解して貰えると思います。政治の谷間に解決が困難視されていた諸問題が村山政治の土俵にのぼり着々と解決への方策へ向かっていることは、評価されるべきでしょう。原爆被爆者援護・従軍慰安婦問題をはじめとする戦後五

私は村山政権発足時に、政権は野合であつてはならないと警告し、政策立案に当たつては競争して国民の為の良い政策作業に努力しようと提唱しましたが、その立場から検証してみよう。

不評をうけつづめ困難な政権を維持しているのは何だらうか。先ず「人にやさしい政治」を掲

ダウン方式を排除したこと。第五は三党が内部事情を抱えつつも、政権を安定継続していくこうとする意欲と協力。このような連立与党の体制づくりの成果ではなかったかと思います。

勿論、不安や不協和音が皆無とは言えません。しかし、官僚政治・縦割行政などの改革には不充分

十年問題、沖縄における軍用地の返還、水俣問題の解決、人権基本法の取り組み、アイヌ民族問題などはわが党が戦後一貫して実現のために闘ってきた政治課題です。それゆえにその解決は村山色そのものと言えます。

とどめは、戦後五十年を節目とする、いわゆる国権の最高機関に

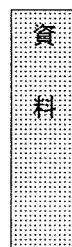
よる「決議」の完成にあると自覚しています。平和憲法の擁護、平和・軍縮のために身を粉にしてきた我が党の真価にかかる政治課題です。アジア諸民族・民衆との眞の和解と友好・平和への道の岐路となるだけに、絶対に初心を曲げるわけにはいきません。

いま、日本の政治はバブル経済崩壊後の停滞している景気対策、日米貿易摩擦・急激な円高対策、金融機関の改善、政治・行政改革、規制緩和、阪神淡路大震災にたいする復旧・復興、危機管理、サリン事件など国の存立にも影響する重大な課題に直面しています。村山政権がその一つ一つを解決していくために、わが党は①党的自立・主体性をしつかり固め②村山連立政権の責任者は俺だという自覚と情熱をもち、③得意の政策はさらに掘り下げて生活者のための政策の立案につとめ④不得意な分野は逃げること無く取り組むこと⑤全党全員が三党の討議に参加して政策で競争することが大切だとおもいます。

月刊『政策資料』

No.345号

1995年6月号



緊急円高対策について（社会党）

〃（与党）

日本開発銀行の簡素・合理化について（与党）

与党UNDOF調査団報告

阪神・淡路地域の復興対策に関する第三次報告（与党プロジェクト）

沖縄・八重山地域マラリア問題に関する報告（与党プロジェクト）

水俣病問題解決についての三党合意（中間報告）（与党水俣病問題対策会議）

ILO一五六号条約批准・談話

（社会党特別委）

関係資料
”

今後の国立病院・療養所のあり方（社会党プロジェクト）



I 行革雑感

II いじめ問題の対応と課題

岡田 明彦
北村 裕司

39 36

31 20 18 17



資料

一九九五・四・一二（社会党円高緊急対策合同会議）

緊急円高対策について

中期的なも（構造改革的なものを含む）

8
対外経済担当大臣の設置
円高対策を総合的な視野に立って機能させるとともに、わが国の円高問題に対する不退転の姿勢を対外的にアピールするためにも、必要と考える。

短期的なもの（即効性を求められるもの）

- 公定歩合の引下げを含めた金利差拡大に取り組む。
大規模な協調介入等を含めた、（各國）通貨当局間のいっそう緊密な連繫の追求
3 輸出予約の延長（抑制）と輸入予約の促進に関する（行政）指導の徹底
4 基軸通貨国としての米国の責務について警鐘を鳴らすとともに、
断固とした（強い姿勢の）ドル安防止に関する主要先進国（G7等）
の共同声明つくり
5 日銀の市場介入の在り方の改善
6 ドルの両替手数料の引下げ及び、「ドル預金」の改善
7 中小企業対策等に最大限配慮した補正予算の編成
円高に対処し得る効果的な諸措置について財政上の制約を設けないこととする。

（⑥）経済フロンティアの拡大につながる新規産業分野の開拓（投資
政策）上の措置等を組み合わせた輸入の促進（例えば、住宅、建設
及び土木の資・機材など）
さらには、非貿易財（電力、物流サービス等）についても、公共料金制度の見直し等を通じた価格のいっそうの引下げ
② 公共事業に係る物資（資材）等について、海外企業からの政府
調達枠の創設
③ 円高メリットの積極的な還元
④ （従来の公共事業投資枠の拡大等による景気刺激策からの質的
転換を目指し）情報・文化・教育・福祉・環境等の生活に密着する
「新社会資本」に関する重点投資の促進
⑤ 労働時間の短縮を促進することにより、余暇関連需要を創出し、
産業構造の転換と併せて、ゆとりある豊かな生活の創出を
⑥ 経済フロンティアの拡大につながる新規産業分野の開拓（投資



常収支黒字は縮小傾向を示しつつあるが、財政・金融面等からの内需拡大を行うことにより、確固とした景気回復の実現と経常収支黒字を今後五年間で半減することを目標に削減を図り、現在の行き過ぎた為替相場の水準を適正なものとするとの強い決意の下、黒字体質を抜本的に改めるための思い切った規制緩和措置の前倒し実施などあらゆる措置を講じることが必要である。

我々与党三党は、これに加え、円高によって大きな困難に直面せざるを得ない企業や雇用者のための対策、更には、経済構造改革の推進、経済の基礎である金融システムの安定化、証券市場の活性化など、政府として緊急に検討すべき諸施策をとりまとめた。

政府は、この三与党的対策案を十分に考慮して、政府としての対策を決定し、これを速やかに実施に移すとともに、先に示したような国際的協調行動の実現にも最大限の努力を傾注していくことを期待する。

具体的施策について

〈金融・通貨政策〉

○ 機動的金融政策の実施

金融当局が、内外の経済情勢を注視しつつ、適切かつ機動的な金融政策を行うことを期待する。

○ 実効的な協調介入

為替相場の水準を適正なものとするとの決意の下、大規模な協調介入等を含めた、各國通貨当局間の一層緊密な連携を追求する。

〈内需拡大策〉

○ 七年度補正予算編成

七年度補正予算においては、大震災の復興・復旧事業、防災関連対策、中小企業対策、輸入促進策等にできる限り配慮するものとす

る。また、急速な円高に対応して我が国経済・産業構造の改革を更に推進するため、新しい産業の創出につながる情報通信及び科学技術の両分野における追加を行うものとする。その際、四条公債に限らず公債政策を積極的に活用する。

○ 公共事業の施行

被災地域の実情等も踏まえつつ最大限積極的な施行を図る。

○ 機動的な財政運営

今後の復興計画の策定状況、為替市場の影響や景気の動向に的確に対応し、必要に応じ機動的に財政出動を図る。

○ 公共投資の前倒し

公共投資十ヶ年計画六三〇兆円の前倒し実施の検討に入る。

〈市場開放等の徹底のための規制緩和推進計画の前倒し〉

○ 規制緩和推進計画は先月末策定されたばかりであるが、その後の事態の急変に鑑み、対日アクセスの改善及び輸入促進に資する項目については、例外なく五年計画を三年計画に短縮することとし、市場開放等に対する我が国の姿勢を明確にすることとする。また、規制緩和を通じた市場開放を実効性あらしめ、競争政策の積極的展開を図るため、公正取引委員会の組織・人員の機能強化を含めた独占禁止法の運用強化を図る。

〈輸入促進策〉

○ 実効的な輸入促進策の抜本的強化

住宅に加え、住宅建材の普及を図るための環境整備及び自動車・自動車部品の輸入の促進を図るために施設整備等を図るとともに、輸入促進金融制度の充実、輸入促進税制の拡充の検討を行うなど輸入促進、対日投資促進を図る。

○ 輸入に係る取引慣行の改善の一層の促進

対日本市場アクセス改善を図る観点から、競争制限的な民間取引慣行の是正に取り組む。

○ 政府調達分野における輸入の促進

政府調達において競争力のある外国製品及びサービスに対する市場アクセスを増大させるよう一層透明性、公正性及び競争性を高める。

〈経済構造改革の推進〉

○ 新規事業分野の開拓等

効果的な新規事業の育成のため、店頭市場の改革等制度的な見直しを含め資金調達環境の整備を行うとともに、支援制度の有機的連携等により成長企業のニーズを的確に捉えた支援体制の整備を図る。

○ 労働時間の短縮、新たな消費フロンティアの拡大等を通じた新規産業の振興等

ゆとりと豊かさのある国民生活を実現するため、労働時間の短縮を進めるとともに、消費者の選択の幅の拡大に資する新規産業の振興を図る。

- 農林漁業対策
○ 中小企業対策
○ 中小企業の経営基盤安定・強化を図るとともに、新規事業分野開拓を支援し、構造改革を更に一層促進する。

○ 今後の円高による影響を注視しつつ、低利融資の拡大等資金融通の円滑化を図る。

- 雇用対策
○ 雇用調整助成金の特例措置を当面継続するとともに、失業なき労働移動円滑化のための対策を講じる。

〈国際金融システムの国際的検討等〉

○ 国際金融システムの国際的検討

国際金融システムの諸問題についての国際的な検討の促進を呼びかける。

○ 円の国際化

円の国際化の積極的な促進を図る。

〈円高差益還元等〉

○ 円高メリットの積極的な還元

最近の急速な円高の進展に鑑み、円高の効果が我が国経済各分野へ迅速に浸透させるよう、円高メリットの価格・物価への反映状況を注視するとともに、消費者等への情報提供を強化する。

- 円高メリットの積極的な還元
○ その他(モニター)

○ 金融システムの安定

金融システム安定のため、不良債権の処理の促進等を行う。

○ 証券市場の活性化策

国際化の進展著しい我が国証券市場の活性化のため、日経三〇〇株価指数連動型上場投資信託の導入、投資単位の引下げ等の環境整備を積極的に推進する。有価証券取引税については、証券税制全体の中でのあり方を検討する。

- 内外価格差の是正の調査、モニターの実施
○ 内外価格差は正・縮小に向けて、消費財のみならず、原材料、部品等の中間財や、電気通信・物流等のサービスについても内外価格差調査を実施するとともに、併せて要因分析を行い、これらの結果を毎年公表する。

法人課税については、公正・中立を基本とし、産業構造の変化等を踏まえ、課税ベースを拡大しつつ税率を引下げるという基本の方に向に沿って検討を行う。

- 円投機の抑制
円相場の異常な高水準が一定期間以上続いた場合、円投機を抑制するための措置を検討する。

与党緊急円高対策プロジェクトチーム

自 民 党	加 藤 紘 一	保 利 耕 輔
宮 澤 弘	林 義 郎	
津 島 雄 二	甘 利 明	
社 会 党	田 口 健 二	
関 山 信 行	大 畠 章 宏	
梶 山 篤		
峰 崎 直 樹		
さ き が け	五 十 嵐 ふみひこ	
小 沢 銳 仁		

※※※※※
一九九五・五・九
※※※※※

与党緊急円高対策に 関する訪米団報告

3 これに対しても、各論点毎の米側の反応は、概要以下の通り

① 緊急円高・経済対策について

補正予算の編成や規制緩和の前倒しを歓迎するとの声もあったが、概して「方向は良いが不十分」、「市場がもつと評価する思い切った措置が必要」との声が強かった。内需振興については特に、「日本は現在強いデフレ状態にある」とする声（タイソン、グリーンズパン）が、また、規制緩和については、「具体的な措

他、上・下両院、中央銀行、民間金融機関、民間研究機関の各関係者等二〇余名と会談し、我が国の「緊急円高・経済対策」のポイント等を説明するとともに、現在の激しい為替変動の背景、日米それぞれに採るべき対応策等について真剣かつ率直な意見交換を行なった。

2 当方からは、各会談相手に対し、

第一に、「緊急円高・経済対策」のポイントとして、①新年度早々の補正予算編成と赤字国債をも活用した科学技術・情報通信等経費の拡充、②七年度本予算公共事業の前倒しと下期における総額一〇兆円規模の第二次補正予算編成意図、③規制緩和推進計画の年度毎の改訂を通じる今後一層の充実、④「緊急円高・経済対策」と合わせて行われた公定歩合の史上最低水準への引下げ、を強調する一方、

第二に、米側も、基軸通貨国の責任を認識して、①財政赤字の一層の縮減、②民間貯蓄率の引上げ、③金利引上げの可能性の検討、に一層努力すべきことを指摘するとともに、

1 連立与党訪米議員団は、平成七年五月一日より七日までの間、ワシントン、ニューヨークを訪れ、別紙日程により、連邦政府首脳の

置、期限が不足しており失望している」（カンター）、「消費者重視への転換が遅れている」（プライス）、「日本の製品輸入は余り増えていない」（ボルカー）といった見解が注目された。

② 米側の政策について

政府・連銀関係者はほぼ一様にクリントン政権下での高成長、雇用の創出、財政赤字の縮減、貯蓄率の最近における上昇といった実績を誇示し、やるべきはやってきたとの態度。利上げについても景気のスローダウンが見えている現在は不適切とする声が大勢を占めた。財政赤字については、議会人も含め、今後の中期的な更なる削減に向けて強くコミットする向きが多かった。一方、個人貯蓄率については例外なく、その引上げの重要性を認めつつも、即効的な政策手段はなく息長く取り組むべきものとの見解が支配的であった。

③ 現在の為替相場について

現在の為替水準が、ファンダメンタルズからかけ離れたものであることを認める意見が大勢であったが、「今回の緊急円高対策について政府がどう評価するというよりも市場がどう評価するかの方が為替水準との関係では重要であり、その意味で今回の対策は市場はそれほど評価していない」という意見や、「米側の要因もあるがこのところ資本取引面での日本からの資金還流が細っていることが一因」（ボルカー）といった見解も見られた。一方、米側の要因としては、長期間に亘り、貯蓄率が低水準であること、その結果、米国が純債務国となり、さらに経常赤字を継続することから、米ドルが円・マルクに対し下落しているという客観的分析もみられた（マクドノー、グリーンスパン）。

しかし、相場安定策としては、「介入が効果を持つには余りに市場規模が巨大化し過ぎている」（グリーンバーグ）、「独・日の利下げも余り効かなかつた」（マクドノー）、「米が金利を上

げても為替相場に好影響があるとは限らない」（グリーンズパン）、「当座は即効的な対策はない」（ボルカー）等、有効な手立てがないことを認める声、あるとしても日本が思い切った措置をとるしかないとする声が強かった。しかし、ルービン財務長官は、「今後も協調介入はやるべきときはきちんとやる。大蔵省としては、これまでも適切に協力してきている。」と強調していた。

④ ドルが基軸通貨であることについて

武藤団長はじめ訪米団がドルが基軸通貨であり続けるためには、ドルの価値を高める必要がある、また、ドルの発行量が過去二〇年間で倍になっており、その原因は財政赤字であって、思い切った財政赤字削減努力が必要との意見に対し、

「ドルは基軸通貨でありつづけるべきであり、そのためにも、ドルの価値は安定していかなければならない。ドルの価値の安定には、構造改革が大切であり、短期的な観点からの対応により、長期的な対応がおろそかになつてはいけない。」（グリーンズパン）との返答があった。

⑤ 円の国際化、国際通貨制度改革等について

日本の外貨基準の金・マルクへのシフト案やアジアの円経済圏化については、「米国がとやかく言う立場にはない」（ルービン）としつつも、「一時的には円高・ドル安につながる」（ブラッドレー）、「日米安保体制への影響も考えるべき」（ロス）、「アジア各国にとって益のあるものとは思わない」（ルービン）などと、不快感を示すような反応があつた。

固定相場制への復帰や欧州のような目標相場圏の採用は、「現実的になかなか困難。」とする声（ボルカー・グリーンズパン、ルービン）が強かった。また、「市場関係者は、商売になる変動相場制の維持を望んでいる」（ボルカー）との声もあつた。

⑥ その他貿易問題等

自動車問題に関し、ゴア、カンターから、日本の市場の閉鎖性を表すものとして日本側が効果的な措置をとるべきであるとの声が出た。議会人、民間人の中では、自動車等貿易問題と為替相場は別問題としつつも、自動車問題が日本の市場開放や規制緩和の努力を表す象徴として相場心理に与える影響を重視する声も聞かれた。

⁴ 概して言えば、米側には、現在の為替水準は経済のファンダメンタルズを反映していないと認めたつも、「自分達のやるべきことはやっている。その上で相場がファンダメンタルズを離れていても米側に打つ手はない。日本側が市場の納得する思い切った措置を打ち出すべきだ」との見方が、特に民間金融機関をはじめ、米政府一般に抜き難く存在していると言わざるを得ない。しかし、日米の協調介入の重要性や財政赤字の削減等今後も引き続きしていくとの意図表明は引き出せた。

また、米側の見解の中には、我が国の政策やその効果、これまでの実績に対する認識不足に基づくと思われる部分が多く、こうした点については今回の訪米により対策の詳細な説明や反論を行い米側の理解を深めることができたと考えられる。さらに、今後とも相互の理解を深める為、日米議員団の交流を深めるべく提案し、ロス下院議員より、既に米国議員達が作っているジャパンスタディグループの活用を念頭に置きつつ、同意が得られたことも、今回の訪米の成果の一つであった。

以上

訪米団メンバー
団長 武藤嘉文 衆議院議員（自由民主党）
中山太郎 衆議院議員（自由民主党）

一九九五・五・八

中川昭一 衆議院議員（自由民主党）
井上一成 衆議院議員（日本社会党）
峰崎直樹 参議院議員（日本社会党）
小沢銳仁 参議院議員（新党さきけん）

日本開発銀行の

簡素・合理化について

白由民主
新党さきかけ
日本社会党

「政府系金融機関の検討について」（与党政策調整会議三月一日）に基づき、日本開発銀行の簡素・合理化について、以下の意見の一一致をみたので、政府はこれを踏まえて適切に対処されたい。

1 基本的考え方

(1) 開銀の役割は、全国的な視野で国が推進するにふさわしい政策的要請の強い分野に重点を置く。民間金融の質的補完に徹し、自己資金調達能力のある企業等に対する融資の縮小を図る。

(2) 保証業務を拡充して、リスク補完の機能を積極的に活用してい

2 融資比率の引下げ

長期資金の調達力の特に高い企業については、適用する融資比率を思い切って引下げるのこととし、期限を設けて平成八年度より順次実施する。

3 出融資規模の縮小と対象分野の見直し

出融資規模については、バブル経済崩壊後の景気対策による拡大分を勘案し、その縮小を図る。

融資分野については、(1)国民生活に密着した社会資本整備、(2)エネルギーの開発・安定供給、(3)国際化・経済構造改革、(4)災害復興・防災都市つくり、(5)新技術開発等に重点化を図ることとし、そのための業務見直しを政府において行い、平成八年度予算決定時までに結論を得る。

なお、他の特殊法人等を通じた政策金融と重複する分野については、整理を進める。

4 情報の提供、組織・機構の見直し

開銀は自己の持つ調査能力、情報、資料等を積極的に提供し、民間企業の活力に資するものとする。

融資分野の重点化に伴い、組織・機構の簡素・合理化を図る。役員及び人事配置については、天下りに関する閣議決定の趣旨に則り適正に人選を行うとともに、民間有識者及び内部からの一層の登用やアドバイザリーグループの設置など、民間の意見に十分に配慮した運営に努める。

政策金融は、経済社会情勢の変化、時代の要請に即した政策ニーズに的確に対応するよう、今後とも政府系金融機関全般のあり方について、引き続き見直しを図るものとする。特に、地方開発金融や中小企

業金融など業務の共通性の多い機関のあり方等については、早急に検討を進めるものとする。

なお、長期金融市场の活性化、市場の規制緩和等を進め、企業の长期資金調達の方途の拡大を図る。

一九九五・四・一九

与党UNDOF調査団報告

1 調査の目的

与党調査団は、わが国のUNDOF参加の可否につき、以下の観点から調査することを目的として派遣された。

- ①中東和平の行方についての関係国等の見方
- ②派遣五原則等について
 - ・停戦の合意が遵守されているか
 - ・イスラエル、シリアの受入同意は問題ないか
 - ・その他の周辺諸国等は、UNDOFへのわが国の派遣に対して賛意を表明するや否や
 - ・UNDOFの中立性は維持されているのか
- ③派遣長期化の可能性はないか
- ④派遣要員の後方支援体制を含め、わが国における支援体制の整備は可能か

調査団の構成

団長	早川勝	(社会党衆議院議員)
副団長	大野功統	(自民党衆議院議員)
武部前原	勤(新党さきがけ衆議院議員)	
団員	田口誠司	(自民党衆議院議員)
	及川健二	(社会党衆議院議員)
	中谷一夫	(社会党衆議院議員)
	鈴木尚郎	(社会党政策審議会議員)
	池内元	(自民党政務調査会議員)
	神田栄治	(自民党参議院議員)
	鈴木尚郎	(社会党政策審議会議員)
	中谷元	(自民党政務調査会議員)
	及川健二	(社会党衆議院議員)
	田口誠司	(新党さきがけ衆議院議員)
	及川健二	(社会党衆議院議員)
	中谷一夫	(社会党衆議院議員)
	鈴木尚郎	(社会党政策審議会議員)
	池内元	(自民党政務調査会議員)
	神田栄治	(自民党参議院議員)

3 調査団の日程

四月一〇日(月)

11:35 成田空港発(NH-201)
15:15 ロンドン・ヒースロー空港着
(ロンドン泊)

一〇日(火)

10:25 ヒースロー空港発(RB-412)
(ダマスカス空港着)

一二日(水)

17:30 シリア情勢ブリーフ(於 ホテル)
(ダマスカス泊)

9:00 団会議(於 ホテル)

シハービ参謀総長と会談
ナジャム・クネイトラ県知事代理と会談10:00 コステルスUNDOF司令官と会談
オーストリア部隊の監視ポスト視察
UNDOF主催パーティー
(ダマスカス泊)

一六日(日)

20:30 15:00 14:00 13:00 12:30 11:40 11:30 10:30 8:00
カナダ部隊視察
カナダ輸送小隊視察
UNDOF主催昼食会
カナダ部隊司令官と会談
カナダ部隊司令官と再会談
カナダ部隊司令官と再会談
(テルアビブ泊)

(ダマスカス泊)

一三日(木)

10:00 10:15 10:30 10:30 10:30 10:30 10:30 10:30 10:30
ジヨルダン国境着
ジヨルダン国境発(ヘリコプター移動)
ウム・ケイス着

13:00 アカバ離宮着

15:30 ハッサン皇太子と会談(於 離宮)
アカバ発(ヘリコプター移動)

17:00 ダマスカス着

17:30 カバルティ外相と会談(於 外相自宅)
(アンマン泊)18:00 イスラエル国境(アレンビー橋)着
ツワール准将ブリーフ(於 大使館)18:30 ペレス外相と会談(於 外相分室)
ラビン首相と会談(於 国防省首相分室)19:00 ハンフリー加大佐ブリーフ(於大使館)
(テルアビブ泊)

19:30 ゴラン高原シオニア基地着

19:30 コステルスUNDOF司令官、デウルフ・

19:30 カナダ部隊司令官と会談
カナダ輸送小隊視察19:30 UNDOF主催昼食会
(テルアビブ泊)

19:30 コステルスUNDOF司令官、デウルフ・

19:30 カナダ部隊司令官と再会談
カナダ部隊司令官と再会談19:30 カナダ部隊司令官と再会談
(テルアビブ泊)19:30 アラファートPLO議長と会談(於 ガザ)
ガザの難民キャンプ視察

11:00 団会議(於 ホテル)

	21 : 00	団会議（於 ホテル） (テルアビブ泊)
一七日（月）	9 : 00 10 : 00 21 : 00	イ国防軍情報局ブリーフ（於 国防本部） メロム労働党議員ブリーフ（於 大使館） 団会議（於 ホテル） (テルアビブ泊)
一八日（火）	6 : 20 10 : 10 19 : 30	テルアビブ発 (TW-803) パリ着 パリ発 (NH-206)
一九日（水）	14 : 10	成田空港着
4 わが国のUNDOF参加の是非に関する課題		
① 停戦の現状		
<p>シリアのシャラ外相は、兵力引き離し協定が一九七四年に調印されて以来、過去二一年間において武力衝突があったことはなく、八二年のイスラエルによるレバノン侵攻の際にもUNDOFは影響を受けなかつたと述べた。イスラエルのラビン首相は、七五年にテロリストによる事件が起きて以来、一件の衝突も起きておらず、シリアも過去一九年間、停戦ラインへの侵入を行っていないとの見解を示した。UNDOFのコステルス司令官も、戦車等の数量制限違反などの小さな協定違反行為はたまにあるが、シリア・イスラエルとも非常によく停戦協定を遵守していると語った。</p>		
<p>また、調査団が視察したゴラン高原の兵力引き離し地帯（AOS）および兵力制限地域（AOI）の現状は平穏であった。</p>		
② UNDOFに対する当事国（シリア）の態度		
<p>シリアのシャラ外相およびシハービ参謀総長は、同国として調印した国際協定の尊重を表明するとともに、UNDOFに参加している外国ゲストに対する敬意を表した。イスラエルのラビン首</p>		
③ わが国の要員派遣に対する当事国（日本）の姿勢		
<p>シリアのシャラ外相は、日本が中立を守り信頼にたる平和愛好国であるとの理由を挙げて、わが国がUNDOF参加を決定すれば歓迎するとの見解を表した。イスラエルにおいては、ラビン首相がUNDOF要員については国連の問題であると述べ、ペレス外相は、平和愛好国である日本がUNDOFへの参加を決定すれば、その貢献を歓迎する旨表明した。また、UNDOFのコステルス司令官は、日本の部隊が参加するのであれば歓迎すると語った。</p>		
④ 輸送業務の内容とPKF本体業務との関係		
<p>武器・弾薬の輸送問題について、UNDOFのコステルス司令官は、武器・弾薬の輸送は司令官本人の知るかぎりないと述べ、カナダ部隊のデウルフ司令官は、共同訓練および緊急時においても、日本の部隊が後方支援を行うカナダ部隊の武器・弾薬や武装した要員を輸送することはないと表明した。</p>		
⑤ 派遣要員の安全確保と支援体制のあり方		
<p>派遣要員の安全確保について、シリアのシャラ外相は、日本国内の一部にあるテロの不安に応える形で、同国は中東地域で一番安全な国であり、UNDOFでも武力衝突は起きていないので、日本の要員は安全であると述べるとともに、同国としてわが国の要員がアットホームに感じられるよう全力を尽くすことを表明した。イスラエルのラビン首相は、UNDOFの要員に一人の犠牲者もないことを述べた。一方、UNDOFのコステルス司令官は、UNDOFはその実績、財政の両面で良好なPKOであり、また</p>		

シリア・イスラエル両国が平和交渉を行っている下で、重大な緊張状態が生じる可能性は少ないと語った。調査団が視察したUNDOFのファウア、シオニア両基地の様子は平穏であった。

支援体制のあり方に関連して、コステルス司令官は日本の輸送

部隊に対する支援要員の必要性について理解を示した。

⑥ 派遣の期間

UNDOFのコステルス司令官は、日本の部隊の派遣期間がたとえば一年では、UNDOFとしては業務水準の維持に不安があり、また受け入れ準備や努力が十分に生かされないことになるとの見方を示した。

⑦その他

日本の要員派遣の際の司令部要員の確保について、UNDOFのコステルス司令官は、たとえば補給担当の司令部要員はUNDOF全体の補給問題を管理するよう、司令部要員は一つの部隊

に関わる問題だけでなく、その分野全体を扱うとの見解を示した。

国連のコマンドについて、同司令官は、UNDOF部隊の統一性を確保する観点から、コマンドはUNDOF司令官から後方支援部隊司令官、そして輸送小隊へと伝えられた。

UNDOF要員の共同訓練について、同司令官は、年二回四日間にわたる共同訓練を行うことを指摘した。また、カナダ部隊のデウルフ司令官は、共同訓練はあらゆる事態に対応するためにSOPに基づいて実施されるものであり、この中で要員は待避、警備体制の強化、緊急対応グループ（RRG）の展開、空砲による訓練などをを行うことを明らかにした。

日本の派遣要員の撤収問題について、コステルス司令官は、国連の任務に対する要員の忠誠は重要であるが、撤収は日本と事務総長が話し合うべき問題であると表明した。

武器使用について、同司令官はSOP（標準行動規範）および

ROE（行動規定）に記されていることを明らかにした。なお、UNDOF部隊としては、ピストル、小銃、軽機関銃の三種類のみを装備していること、輸送小隊は現在業務中において武器を携行しないことが確認された。

わが国からの要員派遣の際の食事問題について、同司令官は、食事は基地生活を送る上で大切なことであり、国連による日本食の購入、日本からの持ち込み等が考慮されるとともに、国連の配給食リストにおいて派遣要員の面倒を見ることが可能である旨の見解を示した。

5

中東和平に対する関係国との見方とわが国への要望

中東和平の展望について、シリアのシャラ外相は、包括的で公正な中東和平は互恵的なものであり、和平交渉の打開を望んでいると強調し、イスラエルのラビン首相は、和平達成に向けた交渉の用意があることを表明した上で、「二国間での静かな外交が必要である」と述べた。また、ジョルダンのハッサン皇太子は、イラク、イランを含めたすべての中東諸国の地域安保会議を開くべきであるとの考え方を示した。

中東和平に対する日本への要望について、シリアのシャラ外相は、日本は公正で包括的な和平に貢献できると語り、イスラエルのラビン首相は、経済開発が平和の基礎をつくるとの立場から、平和に努めているアラブ諸国の経済発展に支援を求めた。また、ジョルダンのハッサン皇太子は、今日の中東においては軍事的な側面とともに社会・経済面が重要であり、この点から平和構築に対するわが国の貢献に期待を表明した。さらに、PLOのアラファト議長は、パレスチナ自治政府の安定のために日本の企業誘致を要望し、ガザ地区、西岸に対する技術援助を要請した。

中東和平に関する技術援助を要請した。

エルのペレス外相は、和平という一階部分ができるから、非核化という二階をつくることができる」と述べ、和平を優先する姿勢を示した。

なお、ジョルダンのカバリティ外相は、日本の常任理事国入りに對し期待を表した。

6まとめ

- ① 停戦の合意、受入同意、UNDOFの中立性の三項目については、問題のないことが確認された。また要員の安全確保についても、シリア・イスラエル両国とも兵力引き離し協定の遵守を表明し、日本の要員派遣に賛意を示していることから、問題が生じる恐れは少ないと考えられる。
- ② 要員の撤収、武器使用の問題については、若干の確認をする課題があることから、この二項目に関連して、日本として国際平和協力法の原則を貫くことに支障がないか、国連との間で明確にしておく必要がある。
- ③ 自衛隊の部隊に割り当てられる輸送業務は、UNDOF全体のための生活物資等の輸送であり、国際平和協力法で部隊がなし得る平和維持隊後方支援業務として妥当なものである。
- ④ 派遣される場合の要員に対する支援体制を万全のものにする必要があるが、具体的な内容については、政府と国連の調整に委ねるべきものと考える。また、要員の士気を維持するためには、食事を含め、各般の配慮が必要であり、政府において適切な体制をとる必要があると考える。
- ⑤ UNDOFの活動の全般状況を把握し、わが国の部隊と司令部との連絡調整を容易にするなど、業務全般の円滑な実施に資するために、国際平和協力法の枠内において可能な限り、司令部要員を派遣することが重要である。

⑥ 国連平和維持活動にわが国が参加することの重要性に対する認識を新たにしつつも、UNDOFへの自衛隊部隊の派遣の是非について、上記の諸点を考慮した上で、与党として可及的速やかに結論を出すべきである。

⑦ 要員派遣を決定する場合の派遣期間については、一年間では短かすぎるとのコストレス司令官の見解および長期化への国内の懸念の双方を十分勘案して、適切に決定すべきである。

⑧ 会談した各国首脳とも中東の和平と経済開発に強い期待を表明したことから、日本として今後ともとくに社会・経済分野における貢献が必要であるとともに、中東和平自体に対しても、より積極的に対応していくべきであることを再確認した。

一九九五・四・二四

阪神・淡路地域の復興対策

に関する第三次報告

与党阪神・淡路大震災対策本部
災害復興プロジェクトチーム

本プロジェクトチームは、二月二八日に中間報告、三月二二日に第二次報告を作成し、政府等に各種の要望を提出した。政府においては、その要望の趣旨を踏まえ、各般の措置を講じてきており、災害復興は着実に進展している。しかし、大震災発生後三ヶ月余を経た今日、未だに四万八千人余の人々が避難所生活を余儀なくされるなど、解決しなければならない課題も残っている。

本プロジェクトチームは、その後も、兵庫県、神戸市等の地元関係者や連合、全私学連合等から要望を聴取し、検討を続けてきたが、次の諸課題について早急に対策を講じることとし、第三次報告とする。

また、今後、本格的な復興が始まるが、本プロジェクトチームとしては、状況の進展に対応して検討を続け、さらに対策を講じていさい。

記

1 応急仮設住宅の充実

避難所での生活を早期に解消するため、現在四万戸を目指として応急仮設住宅を順次設置しているところであるが、兵庫県において計画が見直された場合には、適切な措置を図る。

また、高齢者や障害者等の社会的弱者が入居している応急仮設住宅に対する冷暖房設備の設置については、兵庫県からの必要設置戸数等の報告を踏まえ、適切に対応する。

6 私立学校の災害復旧

私立学校の被災状況は甚大であり、現在においてもなお、教育研究活動への影響は極めて深刻な状況にあるので、一刻も早く私立学校の教育研究活動が回復できるよう、私立学校の施設災害復旧事業及び教育研究活動復旧事業について、新たな支援策を含め、更に特段の予算措置を講じる。

7 歯科医療機能の確保

被災地における歯科医療機能の確保を図るために支援を促進する。

8 雇用の安定確保

今後、被災地における復興事業において、地元の雇用の安定確保が図られるよう配慮するとともに、雇用調整助成金利度の暫定措置について七月一日以降も継続する。

3 二次災害の防止

地方公共団体が単独で実施する災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業に準ずる事業について、適切な地方財政措置を講じる。

9 被災者への相談体制の充実

被災者に対し、生活・法律・行政等様々な問題について相談ができるような体制の充実を引き続き図る。

4 復旧・復興融資制度の充実

被災住民・被災企業の復旧・復興へ向けて政策融資制度の一層の充実を図る。

中小企業については、その資金円滑化を図るため、被災中小企業に対する融資制度及び信用保証制度を充実するとともに、所要の原資を確保する。

5 民間港湾施設等の復旧

神戸港等において被災した民間港湾施設等の復旧に対する支援を推進する。特に海岸保全施設については、市民の生命・財産を守る極めて重要な施設であることに鑑み、支援措置の充実を図る。

学校の教育活動の早期の平常化に向けて、教育環境等の整備を図る。

政府は、以上の事項に的確に留意の上、基金の規模、運用、事業内容等を策定すること。

以上

座長	村岡兼造
幹事	松本 龍 谷 洋一
	渡海紀三朗
甘利明	玄葉光一郎 小泉 農一
高見裕一	土肥 隆一 若林 正俊
上野雄文	清水 達雄 本岡 昭次

一九九五・四・二八

座長	上原 康助
座長	虎島 和夫
荒井聰	

一九九五・四・二五

水俣病問題解決

についての三党合意書（中間報告）

水俣病問題対策会議

与党水俣病問題対策会議は、患者団体・企業・国・県・地元自治体等と密接な連携をとりつつ、具体的な内容のつめにかけてあらゆる努力を継続することを前提に、以下の通り合意した。

与党戦後五〇年問題プロジェクトチームでは、沖縄・八重山地域マラリア問題について、以下のように合意した。

沖縄・八重山地域

マラリア問題に関する報告

与党戦後五〇年問題プロジェクトチーム

- ① その特異性に鑑み基金を設け、慰藉事業を行う。
- ② 対象地域は八重山地域とする。
- ③ 慰藉事業等の内容については、本プロジェクトチームでの長い間の論議に十分配慮するものとする。

1 解決の基本姿勢

和解も含む話し合いにより早期に最終的かつ全面的な解決を図るべく努力する。また、その解決については、すべての関係者が納得するものでなければならぬ。

2 国・県の責任

国賠法上の責任論では本問題の解決は困難である。国・県は、遺憾の意など、何らかの責任ある態度を表明すべきであり、その内容については政府・県に一任する。

3 救済の範囲

(1) 救済の範囲については、総合対策医療事業の対象者になりうる者とする。

(2) 前項以外の一定の者についても配慮する。

4 解決の具体的方策

(1) 患者団体のそれぞれの経過と現状を尊重し、解決に向けての調整を図る。このため、県にも協力を求める。

(2) この問題の解決のための一時金については、汚染者負担の原則にのっとり、原因企業が支払うものとする。その内容については、当事者間の調整を図りつつ、すべての関係者の意志の統一が図られねばならない。国・県は、その支払が確実に遂行されるよう、支援策について適切な施策を講じるべきである。

(3) 総合対策医療事業は継続することを基本とし、その具体的な内容については今後検討すべきである。

(4) 水俣病の発生が地域に与えた影響を配慮しつつ、再生のための必要な施策を地元自治体等と協議し、実施する。

ILO一五六号条約（一九八一年の家族的責任を有する労働者条約）の批准承認案件が、去る四月一四日の参議院本会議において全会一致で可決、承認された。

ILOの条約の批准については、毎年六月に開催されるILO総会に労働大臣または労働政務次官が出席し、演説する際に、ILO事務局長に対する批准書の寄託が行なわれるのが通例となっている。ことしのILO総会は六月六日から二三日までの日程で開催されるので、ILO一五六号条約については、早ければ六月一〇日前後にも批准書が寄託され、その後に発効することになる。

社会党は、一九八五年の国連女子差別撤廃条約の批准審議の際に、政府当局に「ILO一五六号条約は女子差別撤廃条約」というものを頭に置いてILOで作成された条約であるから、その批准については、外務省としては、鋭意労働省や関係省庁と協議し、できるだけの努力をする」（一九八五年六月四日の衆議院外務委員会における土井たか子副委員長〔当時〕の質問に対する外務省国際連合局長の答弁）ことを約束させて以来、同条約批准に向けての環境整備を図りつつ、その早期批准を政府に迫ってきた。

特に、一九九三年一二月には、翌一九九四年は国際家族年

ILO一五六号条約批准について

であることから、同年中には非とも批准を実現しようと、中央執行委員会直属の機関として「ILO一五六号条約批准対策特別委員会」を設置し、その中に「国内法等整備検討作業チーム」を編成して、批准の環境整備の状況を点検し、促進する観点から関係各省庁からのヒアリングを実施するとともに、同条約を批准する上で解決を迫られていると考えられる主要な問題点に関する社会党独自の見解をまとめた（「国内法等整備検討作業チーム中間報告」）一九九四年三月一六日の同特別委員会で了承）。そして、これに基づき、関係各省庁に対し必要な働きかけを行なうとともに、一九九四年四月十五日の連立与党・労働省チーム会議（細川内閣当時）において、後掲資料を検討材料として配布の上、「連立与党として、政府・関係省庁に対して、同条約の今国会（一二二九回通常国会）批准実現を図るよう、強く求める」ことを提案し、

一九九四年一一月二九日の連立与党・労働調整会議（村山現内閣）においても、同様の提案をするなど、新旧連立政権を通じて、精力的に取組みを進めてきた。

その結果、九四年中という当初の目標こそ達成できなかつたものの、今一二三二回通常国会において批准が承認されるに至つたものである。

（なお、後掲資料の中で資料3「部内討議資料」とされていいるものが、上記「国内法等整備検討作業チーム中間報告」である。また、上記の連立与党・労働省チーム会議への提案の添付資料中、資料1、4、5、6については、掲載を割愛し、上記の連立与党・労働調整会議への提案も割愛した。）

ILO一五六号条約批准対策特別委員会

談話

ILO一五六号条約批准対策特別委員会

委員長 千葉景子
事務局長 永井孝信

1 男女労働者が職業生活と家庭生活、職業上の責任と家族的な責任との両立を図れるようにすることを目的とするILO一五六号条約（一九八一年の家族的責任を有する労働者条約）批准承認案件が、

本日、参議院本会議において、全会一致可決、承認された。

同条約の批准については、国連の女子差別撤廃条約や男女雇用機会均等法の国会審議以来の懸案であった。

2 社会党は、一九八五年の女子差別撤廃条約批准審議の際に、外務省に早期批准の検討を約束させて以来、同条約の批准実現に粘り強く取り組んできた。そして、九四年の国際家族年を迎えるにあたり、同年中には非とも批准できるよう、九三年一二月にILO一五六号条約批准対策特委員会を中央執行委員会の下に設置し、精力的にその実現にとりくんできた。

九四年中という当初の目標こそ達成できなかつたが、今国会において批准が承認されたことは大きな成果であり、喜びあいたい。

3 社会党は、この一〇年間、同条約及びこれを補足する一六五号勧告に關係する主要な施策についてひとつひとつ着実に実現し、批准にむけての環境整備を図ってきた。

第一は、労働基準法改正による週40時間労働制の確立（一九九七

一九九五・四・一四

年四月から全産業・全規模に適用）など労働時間の短縮の実現である。

第一は、官民・男女全労働者を対象とする育児休業制度の法制化

（一九九二年四月官民同時施行）、及び育児休業給付制度の創設
（本年四月に官民同時施行）である。

第三は、パートタイム労働者の保護等のためのパートタイム労働法の制定（九三年一二月施行）である。

そして第四は、介護休業の法制化である。現在、政府案は野党対案とともに審議が始まっているが、今国会中に実現の運びとなつている。国家公務員についてはすでに、昨年九月から勤務条件休暇法に基づき介護休暇制度が施行されており、政府案が成立すれば、男女官民全労働者について介護休業が保障されることとなる。

4 職業上の責任と家族的責任との両立を図る上で、今後に残された課題としては、

- (1) 新ゴールドプランの着実な実施など、育児・介護に係る社会サービスの整備・拡充、
- (2) 本人が病気の場合の休暇とあわせて家族の病気看護のための「看護休暇」の法制化、
- (3) 転勤等において配偶者の勤務地や子どもの教育など家族の事情に配慮する制度の確立――などがある。

社会党は、今回の条約批准を契機に、これらの諸課題に取り組んでいく決意である。



一九九四・四・一五（連立与党・労働省チーム会議）

—ILO第一五六号条約批准問題

について（案）

※※※※※
付属資料

1 政府・外務省は、今通常国会に際して、ILO第一五六号条約批准承認案件を「今国会提出を検討中のもの」として確認し、同条約の解釈及び同条約批准に必要な国内法の整備状況等について関係各省間で具体的な検討を進めてきたが、今日に至ってもなお、同条約批准承認案件の国会提出方針が固まっていない。

2 同条約批准承認案件の国会提出方針が固まっていない主な理由は、次の二つのようである。

- ① 「家族的責任のみ」を理由とする解雇等を否定するための条の規定を担保するために新たな法的措置が必要かどうか（→必要であるとすれば、新たな立法措置を講じなければならない）が定まらないこと。
- ② 特定職種（教員、看護婦、保母等）の女子公務員に対して、育児休業期間中、共済掛金相当額が支給される現行「育児休業給付制度」がILO第一五六号条約第一〇条第一項及び第1条第1項の規定（この条約に基づく措置の対象は、常に男女全労働者でなければならぬこと）に抵触するかどうか（→抵触するとすれば、抵触する要素を排除しなければならない）【資料1】が定まらないこと。

3 第一の点については、その立案経過と規定ぶり【資料2】、日本の実情【資料3】等を考慮すれば新たな法的措置は必要ではないと考えられる半面、それでは、家族的責任と職業上の責任の調和、二重負担者の負担の緩和・軽減を図る（使用者の指揮命令權「労働者の労務提供義務」又は解雇権に一定の制約を新たに課す）上で積極的な意味をもちえないことから、条約批准と合わせて条約の世界と隣接する勧告（第一六五号勧告）の世界を積極的に取り入れて対処することとする必要があると考えられる。

4 第二の点については、虚心に検討すれば、「抵触する」と考えるのが自然であろうが、「育児休業給」は「人材確保措置」であって、「仕事と家庭の両立支援措置」とは別の世界の措置と考えることも全くは否定できない。ただし、「人材確保措置」云々と考えたとしても、なぜ「女子のみ」なのか、なぜ「三職種」あるいは「三職種のみ」なのか、などの問題は残る。

この問題に関連して、今般、厚生年金保険法や健康保険法、共済組合各法などの改正により育児休業期間中の労働者に係る保険料・掛金免除措置が講じられるとともに、民間労働者については雇用保険法改正により育児休業中の労働者に従前賃金の二五%相当額を支給する「育児休業給付」制度が導入されることになり、当然のことながら公務員についても同様の措置を講じるための検討が進められている【資料4】。現行「育児休業給付」制度が導入された経緯と併せ、このような一般的な「育児休業給付」制度の導入が図られつつあるという状況を踏まえれば、その流れの中で第二の問題点について積極的な打開を図ることをまず追求すべきであろう。【資料3】

5 ILO一五六号条約の批准については、

① この問題は国連女子差別撤廃条約批准以来の懸案であり【資料5、6、7】、しかもこの間、男女・官民全労働者を対象とする育児休業制度の法制化や上記のような育児休業期間中の労働者に対する経済的支援措置、パートタイム労働者の保護等のためのパートタイム労働法の制定、公務員に係る介護休暇の法制化のための政府案の今国会提出と民間労働者を対象とする看護・介護休業の法制化のための労働省における具体的な検討等、家族的責任と職業上の責任との調和を図るために施策を前進させてきたところであって、ILO一六五号勧告で補足された同条約の批准の機会はほぼ熟していること【資料8、9】、

② 今年は国連の家族年であり、同条約の批准はわが国の家族年への取組みの「目玉」とも言うべきものであること、

③ 同条約の批准は、連立政権の「実績づくり」としても大きな意義を有していること

――などの観点から、ぜひとも今国会中に実現すべきであると考える。

なお、ILOで採択された条約数一七四のうち、わが国の批准数は四一で、OECD加盟国の中位（六六）をも大きく下回っているが、この状況を改める一助としても、ILO一五六号条約の批准を早急に実現すべきであろう。

6 このような立場から、連立与党としても、早急にこの問題について具体的に検討し、政府・関係各省庁に対しても、同条約の今国会批准実現を図るよう、強く求めることとしたいたい。

このため、まず、労働省チームにおいて十分ご検討頂き、各会派代表の合意が得られれば、労働省チームとして外務省チームに合同会議を呼びかけ、できれば両チームの合意として、政策幹事会に上記方針の確認・決定を要請することとしたいたい。

⁷ なお、「育児休業給」問題については、ILO一五六号条約を批准するかどうかという問題とは別に、「育児休業給付」制度を来年四月から官民同時に実施する必要があり、また、政府当局もそのような考え方を明らかにしているところであり、それまでには当然、公務員に係る「育児休業給付」制度の具体化の中で「育児休業給」問題の解決が図られないということをも念頭に置きつつ、次のようなケースが考えられることを踏まえて、慎重に対処すべきであると考える。【資料3】

(1) 現行育児休業給制度はILO一五六号条約に抵触しないとする場合その場合の解釈は、次のふた通りが考えられる。

① ILO一五六号条約は家族的責任と職業責任の両立を図ることが目的であるのに対し、現行育児休業給制度は人材確保が目的であるから、同条約に違反しない。

② ILO一五六号条約は、いわゆるアファーマティブ・アクションは差別待遇とみなすべきではない、という立場に立つており、現行育児休業給制度もアファーマティブ・アクションの一つと考えられるので、同条約批准に支障はない。

(2) 現行育児休業給制度はILO一五六号条約に抵触するとする場合

① 同条約批准承認案件の今国会提出に間に合うよう、早急に公務員に係る「育児休業給付」制度の具体化をはかつて、「育児休業給」問題を解決する。

② 公務員に係る「育児休業給付」制度の具体化には、なお相当の時間を要し、従つて「育児休業給」問題の早期解決は望めないから、同条約批准承認案件の今国会提出は諦めざるを得ない。

(3) 第三の道＝現行育児休業給制度がILO一五六号条約に抵触す

⁸ また、「時間的余裕」については、法案等の提出に係る最終閣議は四月二二日（金）とされ、すでになくなっているが、例えば男女雇用機会均等法が二ヶ月も遅れて提出された（一九八四年五月一四日、第一〇一回国会）ように、これまでも設定された最終閣議には間に合わなかつたが国会に提出されたという例がいくつもあり、また現に今国会でも、いわゆる規制緩和一括法案の国会提出は五月連休後の見込みとなつていて、最終的には政府の判断にかかっている（提出された場合の国会側、つまり野党側の対応の問題もあるが）。

《添付資料》

【資料1】昨年一月二四日付け『読売』（ILO条約の批准－女子保護、ネックに／頭をいためる関係省庁）
【資料2】「家族的責任のみ」の解釈について（第二次討議用テキス

トについての事務局解説)

【資料3】 ILO一五六号条約批准上の主要検討課題について（部内
討議資料）

【資料4】 育児休業期間中の労働者に対する経済的支援措置関係法案
一覧

【資料5】 第一〇二回国会衆議院外務委員会議録第一八号（昭和六〇
年六月四日）（抄）

【資料6】 外務省「ILO第一五六号条約（家族的責任を有する労働
者条約）について」（昭和六一年四月）

【資料7】 労働省「第一次女子労働者福祉対策基本方針」（平成四年
一九年二年）六月一日）（抄）

【資料8】 連立与党「平成六年度予算編成大綱」（平成六年一九年
一一年）二月九日）（抄）

【資料9】 ILO一五六号条約及び一六五号勧告関係主要施策の実施
・検討状況

政生末資料（九五年三月～五月）

三月

「特集」　阪神大震災関係

兵庫県南部地震災害対策（一次集約）

衆議院本会議緊急質問

〃　代表質問

四月

「特集1」　地震対策関係

阪神・淡路地域の復興対策に関する

中間報告

災害に強い安心・安全な「まちを」

「特集2」　行政改革関係

・特殊法人の改革について

五月

「特集」　規制緩和関係

・規制緩和推進五ヶ年計画の策定に
　　向けて

・内外価格差の是正・縮小の具体化

　　に向けて（案）

「資料」

・当面する政治改革の課題と取組み
　　について

【資料2】

「家族的責任のみ」の解釈について

——第2次討議用テキストについてのILO事務局解説より——

第 7 条

婚姻上の地位、家庭状況又は家庭責任を雇用の拒否又は終了の正当な理由としてはならない。

〔第1次討議用テキストに関する〕事務局論評

第二に、いくつかの政府は、この条項が仕事と家庭責任との二重の重荷によって影響される場合の、不満足な成績などの正当な理由での雇用の終了を妨げるためのものと解釈されかねないという懸念を表わしている。こうした解釈を避けるために、事務局は「それだけで」という語を加えて、「婚姻上の地位、家庭状況又は家庭責任」のみの理由に限定した。

Article 7

Marital status, family situation or family responsibilities shall not constitute valid reasons for refusal or termination of employment.

Office Commentary

Second, some Governments are concerned that the Article might be interpreted so as to prevent termination of employment for a valid reason such as unsatisfactory performance, where that reason is influenced, say, by the double burden of work and family responsibilities. With a view to avoiding such an interpretation, the Office has added the words "as such" to qualify "marital status, family situation or family responsibilities".

〔第2次討議用テキスト=1981年6月の第67回総会で討議、修正採択される〕

第 7 条

婚姻上の地位、家庭状況又は家庭責任のみをもって雇用の終了の妥当な理由としてはならない。

Article 7

Marital status, family situation or family responsibilities shall not, as such, constitute valid reasons for termination of employment.

【ILO156号条約第8条】

家族的責任のみをもつて雇用の終了の妥当な理由としてはならない。

【ILO165号勧告第16項】

婚姻していること、家族の状況又は家族的責任のみをもつて雇用の拒否又は終了の妥当な理由とすべきではない。

【資料3】

〔部内討議資料〕

ILO156号条約批准上の主要検討課題について

本条約は、第8条等を除けば、極めて「柔軟」な条約であり、以下に触れる問題点を除けば、ほとんど批准に支障はないものと考えられる。

1、条約第8条の「家族的責任のみ」の解釈について

本条約第8条は「家族的責任のみをもつて雇用の終了の妥当な理由としてはならない」と規定している。

現行国内法制では、民間労働者については、「育児休業等に関する法律」において「事業主は、労働者が休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者を解雇することができない」（第7条）こととされ、公務員については、関係各育児休業法において、一般的に育児休業期間中の身分を保障している（「国家公務員の育児休業等に関する法律」では第5条）のに加えて、「職員は、育児休業を理由として、不利益な取扱いを受けない」（同法第10条）旨の規定が設けられているが、他に明文の規定がない。これで条約の要請を担保していると言えるかどうか、が検討課題である。（看護・介護休業については、国内法制の整備が進められている途上である。）

現実的には、「家族的責任のみ」を理由とする解雇は生じていない。雇用契約の本質を踏まえれば、労務提供義務が果たされている以上、私生活上の問題を理由とする解雇は成立しないし、仮にそのような解雇が行なわれれば、民法第1条第3項の「権利の濫用の禁止」規定が働くものと考えられる。

※民法第1条【基本原則】第3項 権利ノ濫用ハ之ヲ許サス

「家族的責任のみ」が解雇理由ではなく、「家族的責任」は「解雇理由の一つ」に「過ぎない」場合には、本条約第8条の規定には抵触しないと考えられるが、この点については、なお、慎重に検討しておく必要がある。

この問題に関連して、ILO第165号勧告では、考慮すべき雇用条件として、育児休業（22）、看護休暇（23）、パートタイム労働者等の保護等（21）や労働時間関係（18、19）のほか、転勤の際の家族の事情の配慮（20）が掲げられている。これらのうち転勤問題は、日本においても次第に社会的な問題となりつつあるところである。

従って、この問題の実際上の取扱いとしては、本条約第8条については上記のように解釈して条約を批准することとするが、同時に、本条約批准を契機に、引き続きこの問題への取組みを粘り強く進めていくこととし、政府・労働省に対しても、必要な対応を求めていくこととするのが、現実的な方法と考えられる。

2、3職種女子公務員の育児休業給について

本条約第10条第1項は「この条約は、国内事情を考慮した上、必要な場合には段階的に適用することができる。ただし、実施のためにとられる措置は、いかなる場合にも第1条第1項に規定するすべての労働者について適用する」と規定し、一方、第1条第1項では「この条約は、被扶養者である子に対し責任を有する男女労働者であって、当該責任により経済活動への準備、参入若しくは参加の可能性又は経済活動における向上の可能性が制約されるものについて、適用する」と規定している。つまり、「段階的適用」は認められても、当該措置の対象者は常に「男女労働者」であることが求められている。

現行国内法制では、育児休業制度は「官民・男女全労働者」を対象に整備されているが、3職種の女子公務員については「育児休業給」が支給されている。これが本条約第10条第1項等の規定に抵触するかどうか、が検討課題である。

現行の公務員関係各育児休業法（以下、新法という）の制定により廃止された特定職種（3職種）女子公務員育児休業法（以下、旧法という）は、法律的には「人材確保」法の性格を有している。同法は、社会党と関係労働組合による育児休業法制化の取組みの成果であるが、その際、育児休業期間中の所得保障が大問題となった。社会党・関係労働組合は有給を主張したが、政府・自民党は無給を主張して対立した。政府・自民党の主張するように、休業期間中は無給とすれば、職員はその間、給与収入がなくなるだけでなく、共済掛金負担分の「持出し」になる。この問題は結局、原則無給とはするが、一般職給与法等において「当分の間」の措置（暫定措置）として共済掛金相当額の「育児休業給」を支給することとすることで決着した。

「官民・男女全労働者」を対象として育児休業制度を整備するに当たっては、旧法によるこの制度を新法にも引き継ぐことになったが、旧法と同様、「人材確保」の観点から「当分の間」支給するものとし、その旨新法の附則に規定する扱いとなっている。

この問題については、次のような3つの解釈と解決の方向が考えられよう。

(1) 現行育児休業給はILO156号条約の世界とは別の世界の問題とする解釈

「ILO156号条約は家族的責任と職業責任の両立を図ることが目的であるのに対し、現行育児休業給は人材確保が目的であるから、同条約に違反しない。」

→この場合、育児休業についてはILO156号条約の世界としつつ、「育児休業給」はその外の世界とすることは不自然であろう。また、人材確保という点では、今日、教育職員や保母よりもむしろ介護労働者についてこそ、そのような措置が講じられなければならないと考えられる。

(2) 現行育児休業給は差別に該当しないとする解釈

「ILO156号条約と対をなすILO165号勧告では、いわゆるアファーマティブ・アクションは差別待遇とみなすべきではない、としており、この考え方はILO156号条約にも貫かれていくとみるべきである。従って、現行育児休業給もアファーマティブ・アクションの一つと考えれば、将来はともかく、当面は同条約批准に支障はない。」

※ ILO165号勧告

8(1) 6及び7の規定の適用上、「差別待遇」とは、1958年の差別待遇（雇用及び職業）条約第1条及び第5条に規定する雇用及び職業における差別待遇をいう。

(2) 経過的な期間においては、男女労働者の間の実効的な均等を達成することを目的とする特別の措置は、差別待遇とみなすべきではない。

→この場合、現行育児休業給の対象となっているのは、教育職員や看護婦、保母だが、これらの職種は女性が圧倒的か、または男性をしのぐほどに進出している分野であって、こうした実情を踏まえれば、現行育児休業給制度を「男女労働者の間の実効的な均等の確保」の観点から説明することにはやや無理であろう。

(3) 現行育児休業給はやはりILO156号条約に抵触するとする解釈

冒頭指摘したように、これが一番自然な解釈であるが、この場合には真正面から現行育児休業給の問題を解決しなければならなくなる。

この問題には、(ア)社会保険料等の本人負担分免除、(イ)育児休業給付、の二つの方向からのアプローチがある。(ア)については、厚生省が今国会に国民年金法等改正案及び健康保険法等改正案を提出する予定であり、(イ)については、労働省が今国会に雇用保険法等改正案を出したところであって、公務員についてもそれぞれ対応した措置（掛金の本人負担分免除及び従前賃金の25%相当額の支給）が求められている。

現行育児休業給には、①「育児休業期間中の所得保障」の観点から検討されてきたものであること、②「当分の間」の措置として実施されているものではあるが、事業主である国等から支給されるもので、「給与」の性格を有するものであること、③その支給額は「共済掛金の本人負担分」とされ、本人にとっては実質的にその負担すべき共済掛金の免除と同様の効果をもつものであること、という特徴がある。

最も自然な解決の方法は、従って、公務員についても、民間労働者と同様、労働者（職員）が負担すべき共済掛金を免除することとする（この点については、国家公務員等共済組合法等改正案その他の関係法改正法案の今国会提出が予定されている）とともに、共済制度から育児休業期間中25%相当額の給付を行なうこととし、これらの措置に伴い、現行育児休業給は、その役割を終えたものとして、廃止することとすることであろう。

この場合、給付額については問題はない（現行育児休業給は12%程度、新育児休業給付は25%）が、思想的には給与（=事業主のみが負担する）から共済（=労働者負担がある）に転換すること等に抵抗感があるかも知れない（育児休業給付の対象となるのは25～35歳層を中心とする比較

的若い既婚労働者に限られること等による抵抗感もあるうが、これは将来、45～55歳層を中心とする中高年齢の労働者に対する介護休暇給付が実現すれば解消する）。しかし、かつての4党共同育児休業法案でも示されているように、育児休業期間中の所得保障については、結局のところ、やはり、社会保険方式で対処するしか方法は考えられないとしていたところであるので、育児休業給付については、関係公務員組合等と十分意思疎通を図り、4党共同育児休業法案の考え方を踏まえ、共済制度からの給付について、その理解と協力を求める方向で対応すべきと考えられる。

【資料7】

◆労働省「第2次女子労働者福祉対策基本方針」（平成4年[1992年]6月1日）（抄）

はじめに

第1 女子労働者の職業生活と家庭生活の動向

第2 女子労働者の福祉の増進に関する基本的施策

1 施策についての基本的考え方

2 具体的施策

(1) 女子労働者の福祉の増進に関する気運の醸成

(2) 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

(3) 職業生活と家庭生活の両立支援の促進

……

なお、必要な条件整備を図りつつILC第156号条約（男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約）の批准の可能性について検討することとする。〔24頁〕

イ 育児休業法の円滑な施行

ロ 介護休業制度等の積極的な普及促進

ハ 職業生活と家庭生活の両立に関する事業主及び労働者の自主的取組の促進等の環境整備

〔以下、略〕

【資料8】

◆連立与党「平成6年度予算編成大綱」（平成6年[1992年]2月9日）（抄）

I 深刻な不況に対応し、雇用の安定や中小企業の発展を図る

1. 雇用の安定を図り、働きがいとゆとりと安心のある社会の実現

1 雇用情勢の変化に即応した対策の推進と高齢化等今後の構造変化への適切な対応

2 ゆとりが実感でき、安心して働く勤労者生活の実現

3 多様な個性、能力が發揮できる環境の整備

(1) 男女の雇用機会均等の確保等女性が能力を発揮できる環境の整備

(2) 勤労者の職業と家族的責任の両立支援策の充実

介護休業制度等の普及促進及び法制化を含めた対策の検討、育児休業等に関する法律に基づく育児休業制度の定着、国際家族年を契機とした家族的責任を有する勤労者施策の充実など、職業と家族的責任の両立支援策の充実を図る。

(3) パートタイム労働法の円滑な施行等パートタイム労働対策の総合的な推進

(4) 若年者の働きがい実現に向けた対策の推進

4 障害者等に対する対策の推進

〔以下、略〕

【資料9】

I L O 156号条約及び165号勧告関係 主要施策の実施・検討状況

1、関係施策の実施・検討状況（今国会提出の関係法案を除く）

(1) 育児休業関係

1987年8月25日 社会、公明、民社、社民連の4党が「育児休業法案」を参議院に提出

1990年6月22日 参議院社会労働委員会・育児休業制度検討小委員会で小委員長集約発言

11月6日 自民党労働部会・育児休業問題等検討小委員会が最終取りまとめ

12月7日 参議院社労委・育児休業制度検討小委員会で一定の条件を付して政府・労働省に立案させることで与野党合意

1991年3月5日 婦人少年問題審議会が法的整備のあり方について建議

3月29日 政府、育児休業等に関する法律案を参議院に提出

→参議院で一部修正の上、5月8日の衆議院本会議で可決成立

4月1日 人事院が一般職国家公務員の育児休業法制定について意見の申出

12月9日 ①国家公務員の育児休業等に関する法律案、②現行3職種育児休業法廃止法案、③裁判官の育児休業に関する法律案、④地方公務員の育児休業等に関する法律案——の4法案提出

→12月17日の参議院本会議で可決成立

12月17日 国会職員の育児休業等に関する法律案（12月16日、衆議院議院運営委員長提出）、上記公務員の育児休業関係4法案とともに参議院本会議で可決成立

1992年4月1日 官民育児休業各法施行

※育児休業期間中の労働者に対する社会保険料・掛金免除及び育児休業給付に関する今国会提出法案あり〔後掲〕。

(2) パートタイム労働者関係

1992年2月6日 社会、公明、民社、社民連の4党が「短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案」を衆議院に提出

6月19日 衆議院労働委員会に同委員会・パートタイム労働に関する小委員会の小委員長が調査経過等について報告

- 12月3日 自民党労働部会と同部会パートタイム労働問題検討小委員会の合同会議で、労働省においてパートタイム労働問題に関する研究会の報告を踏まえて法律案を検討することが了承される
- 12月7日 労働省・パートタイム労働問題に関する研究会が報告書提出
- 1993年3月11日 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律案提出
→衆議院で一部修正の上、6月11日の参議院本会議で可決成立
- 12月1日 同法施行（一部を除く）

(3) 看護・介護休業関係

- 1991年12月12日 臨時行政改革推進審議会の「国際化対応・国民生活重視の行政改革に関する第2次答申」が「男女の別のない介護休業制度の導入を促進し、その普及状況等を踏まえ、法制化を含め有効な普及対策の検討を行う」ことを提言
- 1992年7月13日 労働省「介護休業制度等に関するガイドライン」策定（婦人局長通達）
- 1993年11月12日 労働省「介護休業制度に関する専門家会合」が発足
- 1993年12月17日 人事院が「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の制定についての意見の申出」において「介護休暇」制度の概要を示す（これによります国家公務員の「介護休暇」の法制化〔ひいては条例による地方公務員の「介護休暇」の一般的制度化〕はほぼ確実になった）

※国家公務員の介護休暇に関する今国会提出予定法案あり〔後掲〕。

2、今国会提出の関係法案

〈育児休業給付関係〉

- 雇用保険法等の一部を改正する法律案〔労働省〕〔予算関連=3・7幹事会/3・11閣議・提出=閣法19号〕

〈社会保険料・掛金免除関係〉

- 国民年金法等の一部を改正する法律案〔厚生省〕〔予算関連=3・14幹事会/3・18閣議・提出=閣法26号〕
- 健康保険法等の一部を改正する法律案〔厚生省〕〔予算関連=3・17幹事会/3・22閣議予定〕
- 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案〔大蔵省〕〔予算関連=3・17幹事会/3・25閣議/3・27提出=閣法44号〕
- 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案〔自治省〕〔3・31幹事会/4・8閣議・提出=閣法51号〕
- 農林漁業団体職員共済組合等の一部を改正する法律案〔農水省〕〔3・31幹事会/4・5閣議・提出=閣法49号〕
- 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案〔文部省〕〔3・31幹事会/4・5閣議・提出=閣法48号〕

〈看護・介護休業関係〉

- 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案〔総務庁〕〔非予算関連=4・14幹事会/4・19閣議予定〕
- 裁判官の介護休暇に関する法律案〔法務省〕〔非予算関連=4・14幹事会/4・19閣議予定〕

今後の国立病院・ 療養所のあり方

日本社会党
国立病院・療養所問題
プロジェクトチーム

はじめに

1 日本社会党厚生部会は、九四年一月に国立病院・療養所問題プロジェクトチーム（主査：今井澄厚生部会副部会長）を設置し、国立病院・療養所（以下特に断わらない限り、国立病院と略記）のあり方にについて議論を進めてきた。

今まで、厚生省、自治省、大蔵省、国立病院長、日本医師会、病院協会、全医労などからのヒアリングを行うとともに、国立病院を視察（九三年三月には新潟国立療養所村松病院、九五年一月には宮城県の国立療養所西多賀病院、国立鳴子病院）し、実情の掌握に努めた。

これらと並行して、プロジェクトチーム内の議論を数回に渡って重ね、以下のような一応の結論を出すこととした。

この報告書は、当プロジェクトチームから厚生部会に対する答申であり、最終的な取扱いは厚生部会において決められる。

3 一九七〇年代に入ってからの低成長を背景にした行政改革の中で、国立病院のあり方について見直しの動きが強まった。「行政改革に関する第五次答申－最終答申－」（一九八三年三月臨時行政調査会）において、「国立医療機関の機能の明確化を早急に図るとともに、概ね一〇年を目途とした施設の統廃合及び移譲による整理合理化、経営の合理化を進める」方向が示された。この答申を受けた閣議決定（一九八三年五月）において、国立病院の整理合理化、経営の合理化についての措置を探ることが決定された。

4 厚生省はこの閣議決定に基づき、一九八五年三月、「国立病院・療養所の再編成・合理化の基本指針」を策定し、(1)地域の医療供給体制の中で基本的・一般的医療の提供は、私的医療機関及び公的医療機関に委ね、国立病院は①政策医療、②臨床研究、③臨床研修などを実施する。(2)これらの機能を強化するため、国立病院をナショナルセンター、基幹施設、高度総合診療施設、総合診療施設及び専門医療施設に類型化して整備すること。(3)一九八六年度からおおむね一〇年間で統廃合、経営移譲を達成する。(4)業務委託など経営合理化を進めること、などを定めた。

問題の経過

2 国立病院は、一九四五年一二月に旧陸海軍病院と傷痍軍人療養所を継承し、終戦に伴い海外から引き揚げてくる復員軍人及び一般引揚者の患者を収容することを主要な任務として発足した。その後、国民

一般に開放されるに従い、戦後から今日まで、結核をはじめとする政策医療と一般医療の分野において大きな役割を果たし、わが国の国民医療の前進に寄与してきた。特に、全般的な医療施設の整備が立ち遅れていた一九五〇年代半ばにおいては国立病院の病床数の全病院に占める割合は、三〇%近くに達した。

しかし、一九五〇年代半ば以降、厚生省と日本医師会による民間病院を中心とする医療機関の整備促進の政策が展開されていくに従って、国立病院の病床数の比重は次第に縮減して行き、一九九三年においては約五%に止まるまでになった。

この「基本指針」に沿って、統廃合及び経営移譲の対象となる国立病院ごとに「再編成計画」を策定し、らい療養所を除く二三九施設を一六五施設に整理することとした。さらに、再編成をスムーズに進めるため、一九八七年に「国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律」（以下「特措法」と略記す）を制定し、資産譲渡の際の割引率や運営費の助成措置などを定めた。

5 一九九五年度はこの「再編成計画」が目標とした一〇年目を迎える。今日までの九年間の結果を見ると政府の計画は失敗に終わっていると言わざるを得ない。本年一月現在の状況は、再編成が終了したものはわずかに一〇ケース一七病院（内訳は統合八ケース一五病院、移譲二ケース二病院）にすぎない。その他、統合予定で建物整備中のものの七ケース一五病院、その他統合予定一ケース二病院、移譲予定のもの二ケース一病院となっている。これら予定のものを含めても二〇ケース三六施設に止まってしまおり、「再編成計画」の七四施設の五割に満たない。

このような状況の中で、厚生省は、「基本指針」「再編成計画」「特措法」を見直すべく、このほど保健医療局長の下に学識経験者からなる「国立病院・療養所の政策医療、再編成等に関する懇談会」を設け、第一回会合を一月三〇日に開き、本年秋を目途に報告を得る予定で取り組みを開始した。

6 社会党は、これまで、国立病院の「再編成計画」にも「特措法」にも反対し、また、具体的な合理化案が出た地域においては統廃合や移譲反対の運動に参加してきた。われわれが反対してきた主たる理由は、「再編成計画」が、日本の医療供給のあり方の論議よりも国と社会保障コスト削減を優先するいわゆる臨調行革路線の一環として提起されたこと。統廃合や移譲された時の後利用に関して

当該自治体関係者の合意形成が困難だと判断したからである。しかし、われわれの立場は、単純な反対や病院存続運動だけを目指してきたわけではない。やむなく統合や移譲を認めざるを得ない場合においても、後医療についての具体的提案、診療内容の充実など住民の立場に立った運動を開拓してきた。

基本的考え方

7 国立病院問題を捉える基本視点は、現在のわが国の疾病構造や医療水準又は医療資源の配置などを全体的に考慮した中で、国でなければ扱い得ないもしくは国が行うことが適切だと考えられる医療とは何かということを明らかにすることである。言い替えれば、国立病院とそれ以外の医療機関が担う医療上の役割分担を明らかにすることである。

こうした医療政策の観点が優先されるべきであって、政府一般会計からの繰入れが膨大だから（九四年度実績で二五八八億円）再編成を進めるべきだというこれまで国が踏襲してきたアプローチでは国民の納得は得られない。国立病院が医療を行うに本当に必要ならもつとお金をかけるべきだし、効率化が必要なら相応に対応する。

8 第一に、一九八五年の医療法改正において、都道府県は医療を提供する体制の確保に関する計画を立てることとされ、一九八九年三月までに全ての県で医療計画が策定され、医療は基本的に県が担うことが明確にされた。これは一〇年前の国立病院見直し論議後の新しい条件である。この点を踏まえて国立病院が提供する医療と経営形態を考える必要がある。

また、この一〇年間のもう一つの大きな変化は、一九九〇年の老人福祉法等八法改正や一九九四年の地域保健法制定によって、福祉や保健における市町村の権限が拡大され、地方自治体レベルにおける保健

医療・福祉の連携が二一世紀に向けてのわが国の社会保障の基本戦略となっている点に注目しなければならない。

国立病院が所在する自治体によっては、地域医療のことは国立病院にお任せで、保健や福祉との連携を視野に入れていくことという問題意識が希薄なところも少なくない。しかし、上に見た二つの大きな条件の変化によって、自治体が地域保健医療計画、新ゴールドプランあるいは地域老人保健福祉計画との関連において、国立病院のあり方をもつと主体的・積極的に捉える状況が生まれたと考える。

9 国立病院を統廃合する場合にも、あるいは経営主体の変更を意味する移譲の場合にも、その地域に必要な医療機能が奪われることがあつてはならないことは改めて強調するまでもない。特に、再編成対象になつてきている国立病院を抱えている保健医療圏においては、ベッド不足地域も多く、こうした中でベッドを単純に無くすだけでは地域医療の空洞化を加速する恐れがある。国が県の地域保健医療計画の足を引っ張るようなことがあつてはならない。したがつて、地域保健医療計画との整合性が重視されなくてはならない。

国立病院が担うべき医療とは何か

10 国立病院はこんごどのような医療を担つていくべきか。国立病院が一般医療や地域医療を担つていくべきか。国立病院

(1) 医療職員が総定員法に縛られており、患者・地域ニーズに応じた医療サービス提供のための柔軟な増員ができない。そのため大量のしかも長期雇用の「賃金職員」に依存するという不正常な事態を招いている。医療は労働集約型産業であり、マンパワーに依存するところが大きいにも関わらず医療関係職種の増減を柔軟に行えないことは、地域医療機関としては決定的なデメリットである。

(2) 経営主導が国であることから、意思決定が地域から離れて中央

集権的になつてきているために、例えば次のような弊害が出でている。

①施設・設備等を患者・地域ニーズに応じて迅速に整備しようとしても容易にできない。

②自治体病院や公的病院のように、患者・地域ニーズを病院運営に適切かつ迅速に反映させるシステムが欠けていて。

③病院運営の要である院長・事務部長人事が地域とはまったく関係ないところで行われている。特に、運営・経営における事務部長人事は重要であるにも関わらず、それまでは当該地域とは疎遠な者が二年くらいで交替することが多い。

11 以上の理由から一般医療や地域医療は、地域に密着した自治体病院、公的病院、民間病院などに任せた方が地域に根ざした医療を進めることからも、また、効率性の観点からも望ましい。したがつて、主に一般医療や地域医療を担つてきている国立病院は、自治体病院などに経営移管することが適切である。

12 また、慢性疾患で長期入院患者が大宗を占め実質的に主としてリハビリ・介護機能を担つてきている国立病院にあつては、老人保健施設などは特別養護老人ホーム等の福祉施設に変更するのが適切である。そのため、自治体もしくは関係法人への移譲が可能となるような条件をつくるべきである。

13 国立病院が今後、果たすべき主要な役割は政策医療（＝厚生省の定義によれば「国の医療政策として、特に推進すべき医療」）である。しかし、政策医療の内容と範囲は、医療水準や疾病構造の変化とともに変わる。前述の厚生省「基本指針」（八五年三月）は政策医療の具体的な内容として次のものをあげている。

・がん、循環器病、神経・精神疾患、母子医療、腎不全等の高度先駆

的医療

- ・結核、重症心身障害、進行性筋ジストロフィー、ハンセン病等の歴史的、社会的に要請されている医療

- ・難病等を克服する医療

- ・高度（第三次）の医療

- ・老人性痴呆、末期医療などモデル医療

- ・国際医療協力

- ・広域災害医療の拠点整備

14 一般的な高度医療は一県一医科大学で実施しており、各県には一所以上の救命救急センターがある。したがって、国立病院に課せられた高度医療は、がんセンター、循環器病センターなど国民病と言われる疾患の克服のため、研究・治療・教育・情報提供・啓蒙などをを行う「センター」機能である。センター病院が複数であることはあります。

上記の国民病といわれる疾患以外についての特殊医療について、研究・治療・教育・情報提供・啓蒙などを行うことも国立病院の使命であろう。筋ジス、重心、らい、てんかん、アルコール依存症、各種の難病などがこれに該当する。

神経・精神に関して、全国の精神病床三六万二九一四床のうち国立病院は二%に相当する七〇一二床を占めているが（九四年九月末）、基本的には地域で対応できる。全国の中心的機関である国立精神・神経センターの意義は大きい。

15 戦後の感染症の代表例である結核に関して、現在、国立療養所は全国の結核病床中の四四%（三万五二九二床うち一万五三七七床）を占めている。わが国の罹患率は欧米先進国に比べて高いとは言え、その他的一般の感染症と本質的には異なることはないので、必ずしも国

立病院が担わなければならない医療とは言えず、その他の医療機関で対応できる。

16 離島や僻地などの辺地医療は、地域医療の典型であり、国立病院が担うというより、基本的に自治体の責任で対応すべきだろう。

しかし、次の点には特に留意すべきである。辺地においては、①医療資源が乏しく、国立病院が中核病院としての役割を果たしており、②自治体の責任と言つても、辺地の自治体の財政力は脆弱で、かつ、医療経営のノウハウに習熟していない、など直ちに引き受ける環境がないことを踏まえ、国は地域毎のケースに応じて慎重に対応するとともに、特別の配慮を行う必要がある。

17 政策医療は時代の推移とともに変化するが、この意味では、①エイズ医療にもっと先導的役割を果たす。

②また、震災時など災害医療について各医療機関ネットワークのコードィネートの役割の強化が期待される。被災者を単に受け入れるだけではなく、被災地に出かけて医療救助に当たるとか、専用回線の確保など体制の充実が必要である。

③国立病院が担う研究機能と国立試験研究所など他の国立の研究機関との連携を強める。

④また、国立病院は「医療を行い、あわせて医療の向上に寄与すること」、国立療養所は「特殊の療養を要する者に対して、医療を行い、あわせて医療の向上に寄与すること」（厚生省設置法第八条）と定められているが、現在ではこの差異はほとんど意味がないと考えられるので、国立病院と国立療養所との区分は取り扱う。

18 こうした政策医療や不採算医療は点数出来高払いを基本とする診療報酬だけで対応することは困難である。したがって、一般会計から

の十分な財政投入を図るべきである。

国立病院の再編成について

これまで述べてきたような基本的な考え方と国立病院が担うべき医療についての考え方沿って、国立病院のいわゆる「再編成」に対応する。適正な移譲を進めるため「特措法」改正が求められる。

20 具体的には以下の諸点を踏まえるべきである。

(1) 再編成後の診療機能やその後の医療の確保、あるいは医療以外の後利用等に関する具体的なプランを当該の地方公共団体、医療関係等団体、地元住民に示し、理解が得られるようすること。

(2) 財政力の弱い辺地や、また過疎市町村が集中しかつ広大な面積を有する北海道において再編成を進める場合においては、国は地域のケースに応じて慎重に再編成を進めると同時に、各般に渡る特別の支援策をとること。

(3) ベッド過少地域においては国立病院の再編成によってベッド不足を加速しないよう地域保健医療計画との十分な整合性を図ること。

(4) また、後利用として福祉施設を開拓する場合、新ゴーランドプランと地域老人保健福祉計画との連携を図ると同時に、運営費等に特別加算等を行うこと。

(5) 統廃合や移譲によって関係職員の雇用に不安を招かないように処遇に関して十分な配慮を行うこと。

(6) 地元関係者が再編成を公正に検討できるよう病院経営の実態に関する情報公開を行うこと。

(7) 自治体が後医療ないしは後利用を行う地方交付税措置や起債を認めるなど地方財政措置策をとること。また、「再編成」を進める上で現行の診療報酬では引き受け手がなく、見直しが必要である。

21 また、「特措法」改正に際しては、現在の移譲先（自治体、公的医療機関等）を拡大し、一定の要件の下で福祉事業を行う社会福祉法人等にも移譲できるようにしてことや、移譲した場合、現在、国は五年間運営費用の一部を補助することとされているが、この期間を一〇年間に延長することなどを検討すべきである。

22 各種の対策を講じてもなお移譲先が見つからない場合には、現存の国立病院を存続することは言うまでもない。

最後に

23 プロジェクトチームにおける議論の中で、(1)地域の実情によっては国立病院が一般医療を担っている現況を重視すべきであって、政策医療のみに役割を特化すべきではない。(2)自治体に移譲するといつても移譲対象病院の多くが過疎地域にあり、過疎自治体の財政力・人的条件から病院経営の受け入れは困難で、したがって国立病院は維持すべきである。(3)過疎地域においては近年各種の国立機関が廃止・縮小されており、加えて、国立病院がなくなることへの住民の疎外感にも配慮すべきである、等々の強い意見が出された。

厚生部会においてはこうした議論の経緯に留意されたい。

日本社会党厚生部会内
国立病院・療養所問題プロジェクト

委員　網岡 雄　池端 清一
主査　今井 澄

栗原 君子　堀 利和
菅野 久光　鉢呂 吉雄

行革雑感

岡田明彦

【芳しくない評価】

政府は、去る二月二十四日の特殊法人の見直し案に統一して、三一日、「規制緩和推進五か年計画」を閣議決定した。村山政権は、消費税率の引上げを中心とする税制改正とともに行政改革を重要政策課題としてきたが、なかでも特殊法人の見直しと規制緩和は、優先課題として取り組まれ、九四年度内の処理という公約を果たした格好だ。

しかし、特殊法人の見直しについては、法人の統合を中心とした数減らし、政府系金融機関の積み残しなどについて、辛口の評価を受けた。規制緩和推進計画についても、内外の反応は芳しくない。

規制緩和推進計画の策定に先立って、経団連をはじめとする経済団体や個別業界団体、地方自治体首長、米国やEUなど諸外国その

他一六五団体から政府に対して、延べ三、四〇〇件にのぼる意見・要望が寄せられた。このうち重複するものや、誤解に基づくものなどを整理し、一、八七九事項が検討の対象となつた。これら内外要望をベースにして規制緩和推進計画に盛り込まれた具体策は一、〇九一件である。

与党の行革プロジェクトチームは、政府の計画策定に資するための独自の規制緩和策を策定したが、この作業の過程においても、どういった観点や獲得目標から規制緩和にアプローチするのかという最も基本的な問題について、十分議論が尽くされたとは言い難い。

主に自らの要望がどれだけ盛り込まれたかという観点から行われる。規制緩和施策の評価基準の設定を求める論者もいるが、少なくとも規制緩和措置による経済的効果などは、事前に確定する数値として出せるものではない。計画のフォローアップは、民間有識者の委員会からなる第三者機関である行政改革委員会が行い、今秋にも政府に対する意見をとりまとめることになっているが、いずれにしても規

制緩和の効果についての定量的な評価は、計画の実施をまつ以外にないであろう。

〔総花的な規制緩和論の限界〕

いわゆる公的規制は一万一、〇〇〇件を超える。極論すれば、これに比べて計画に盛り込まれた数字の大小を論じてもあまり意味がない。規制緩和を通じて獲得すべき具体的目標は何かを明らかにし、それに照らして計画をどう評価するかという議論があまり見当らないよう思う。

与党の行革プロジェクトチームは、政府の計画策定に資するための独自の規制緩和策を策定したが、この作業の過程においても、どういった観点や獲得目標から規制緩和にアプローチするのかという最も基本的な問題について、十分議論が尽くされたとは言い難い。そうしたなかで、対米交渉を強く意識した外務省などが重視する国際協調、輸入促進の観点が、与党チームの規制緩和項目の絞り込み作業に少なからず影響したことは否めない。こうしたいわば「外圧」への対応に偏る議論に対して、社会党は、総論として消費者重視、国民生活の質的向上という観点をつけ加えるとともに、具体策にも出来るかぎりこの観点を反映させるよう努力した。規制緩和の

観点としては、このほかにも内外価格差の是正、市場拡大、新産業・新規雇用の創出、国際競争力の強化など様々な切り口が考えられる。しかし、今回の政府、与党の取組みを通してみて、もはや総花的な獲得目標や総論的アプローチでは、諸利害が絡み合う規制分野への大胆な切り込みは不可能であるし、極めて不効率ではないかと思われる。

〔システム間の競争と調整の時代〕

第三次行革審は規制緩和の意義として、歐米へのキャッチアップを国家の至上目的とする明治維新以来の「官主導」の経済社会システムの改革を打ち出した。平岩研究会報告の問題意識も同じである。「改革」を旗印に登場した細川政権以降、いわば規制緩和は「天の声」の感があった。一方、この間の規制緩和論について、その背景に新古典派経済理論、古典的自由主義の思想を見て、批判する論者が現れている。また、公的規制に社会政策的意味を見出して評価する議論もある。市場以外の各種制度が、経済調整のみならず、社会統合に寄与しているという実態を重視するというわけである。

「競争での生き残り」を正面、緊急かつ至上の課題とするならば、例えば、高付加価値分野への産業構造のシフトを助成する産業政策とそのための規制緩和という切り口が考えられる。また、構造転換に伴う「痛み」を恐れるあまり、比較劣位分野を規制によって保護するのではなく、他の政策手段によって「痛み」を緩和、克服する措置をとることにさらには勤労者の生活スタイルまで含めた広範な社会的条件がなければ機能しない。この広範な社会的条件は不变的なものではないが、多かれ少なかれ各國の歴史と文化を刻み付けられたものもあり、ある国システムが他の国にとって最適なものかどうかはにわかに判断できない。他国モデルに簡単に収斂できるものではないのである。また、現状の国際経済ルールから見てもこのシステムの相違をもって「不公正」とする批判は当たらない。

〔グランド・デザインのなかでの規制緩和〕

ともあれ、わが国は、超高齢化社会の到来、周辺地域での露な国益外交の横行、EAEC問題に象徴される「南北」問題の先鋭化、日米同盟関係の空洞化の危機といった諸制約や難題を抱えながら、どのように「システム間競争」に生き残り、先進国間や南北間、「南北」間の利害調整をリードしていくのか。こうした国家のグランド・デザインのなかで、規制緩和や行革のめざすべき目標とアプローチの方向が示さるべきではないだろうか。

「競争での生き残り」を正面、緊急かつ至上の課題とするならば、例えば、高付加価値分野への産業構造のシフトを助成する産業政策とそのための規制緩和という切り口が考えられる。また、構造転換に伴う「痛み」を恐れるあまり、比較劣位分野を規制によって保護するのではなく、他の政策手段によって「痛み」を緩和、克服する措置をとることにさらに、階層間の著しい経済格差の拡大などによって、活力の源泉である社会層になる。とくに、階層間の著しい経済格差の拡大などによって、活力の源泉である社会層に大きな亀裂を生まないよう十分配慮した手当が必要である。

金融や情報通信分野などの規制緩和のみならず、中小企業対策、雇用・労働や教育分野の政策の見直し、あるいは所得の再配分や福祉政策をはじめとする社会政策の展開によって、トータルなバランスを維持してはじめて新しいシステムが定着する。

〔自己責任原則と未成熟な市民社会〕

いま一つの重要なポイントは、自己責任原則をどこまで貫くかである。規制緩和は、最適な資源配分を政府の手から市場の機能に委ねようとするものである。そのような社会は自己責任の原則に裏打ちされていなければならぬ。また、企業にも社会的責任の自覚が求められる。この自己責任、社会的責任のルールの確立は市民社会の存在が前提である。

任の意識もその訓練も不足しているのが現状である。消費者の側に自己責任原則を求めるとき、消費者への的確な情報の提供やP.L.(製造物責任)法など、それに見合った環境の整備や救済制度の確立が必要である。

「会社主義」に覆われた「会社人間」社会の中では、社会的責任の自覚を促すような市民相互のチェック機能が働く余地が少ない。いわゆる市民社会が未成熟といわれるわが国において、このルールをどう形成していくのか。もはや規制緩和や産業政策といった狭い政策領域を超えた問題である。

最近、「会社人間」的価値観の変化が指摘されているが、「会社人間」社会がわが国の「トヨティズム」生産システムの社会的的前提条件だとすれば、この社会システムの変化は新たな生産システムの摸索とも結び付くことになるかも知れない。

〔感情的な「官民」「悪玉」論〕

ところで、この間の行革問題を巡って珍事が起きた。昨年一二月に発足した行政改革委員会の事務局長ポストが一時空白のまゝとなっていたのである。官僚が就任するはずであったが、「官」主導の事務局運営を警戒する与党内の一部の声に「配慮」したものとみられる。ことの是非はともかく、こうした主張をする人々の一部には、ある種の「官僚」「悪玉」の感情が潜んでいるようだ。

行革審答申の「官主導」から「民主導」への転換という主張は、戦後の「追いつき型」成長という至上目標の下で「官」に委任してきた政策運営を、「民」中心の市場の調整に委ねようとするものである。

国民合意の政策目標が明確であった時代には、「官主導」の政策選択や利害調整に効率性が認められた。しかし、いまや国家の戦略的な目標が不透明となる一方、経済のグローバルな相互依存関係の深化や東西冷戦の終焉による国際秩序の多極化のなかで、経済大国として国際的な役割分担とリーダーシップを發揮しつつ、多角的・複眼的な外交関係の運営を求められる時代である。国内的にも、国民の価値観が多元化する中で、硬直的な経済社会システムとボトムアップ方式の政策形成のあり方の見直しが必要となっている。

いわゆる縦割り行政の弊害の是正や中央行政における総合調整機能の強化、政治のリーダーシップや官邸機能の強化といった議論もこの文脈から出でてきている。

〔競争力強化戦略〕

近年、先進各国が相次いで競争力強化の戦略を打ちだしている。報道によれば、各國は国内産業の立地条件の見直し、産業基盤整備を通じた新たな産業の育成、そして官民の責任分担を明確にした新たな産業政策の推進を共通の視点として掲げてている。

とくに、官民の役割分担では、規制緩和や民営化による市場原理の導入と、技術開発、産業基盤整備、貿易振興の諸施策における政府の役割を積極的位置付けているとのことである。また、英國の報告書は市場メカニズムが円滑に機能するような制度的枠組みの整備、教育・訓練の拡充における政府の役割を強調しているという。

また、競争力強化のいま一つの重点施策は新興国との経済関係の強化である。中南米、東欧はもとよりアジアを戦略上の重点としている。米国によるAPECの機能拡充やEUとASEAN諸国との関係強化には、近年、活発化しつつある「政」「官」による政治的交流も重要な役割を果たしていると見られる。わが国も、先進諸国との「競争力強化戦略」に学んで、明確な国家目標を定め、その下での「政」「官」「民」の役割分担を明確化するという発想の転換が必要ではないだろうか。

この際、将来の国家像なり外交戦略の枠組みを定めるにあたって「政」の見識とリーダーシップが求められる。また、省益優先の縦割り行政を抑制するという観点だけではなく、むしろ、「官」のエネルギーを開かれた政策競争として開放しながら、国会などの場で透明な政策調整を行うことが重要である。行革と政治改革の一体的な推進が望まれる。

(おかげあきひこ・政審書記——内閣部会担当)

いじめ問題への対応と課題

北村祐司

はじめに

昨年十一月に愛知県の中二年生が、いじめを苦に自ら若い命を絶ったことは、社会的に大きな衝撃と深い悲しみをもたらした。その後も、いじめによる子どもたちの痛ましい自殺が相次いでいる。

法務省人権擁護局が昨年九月に中学生約一萬三千余人から回答をえた匿名調査によると、生徒の五八%がいじめを見たことがある、四三%がいじめをしたことがあり、三六%はいじめを受けたことがあるという。

調査結果で注目されたのは、①いじめを受けた生徒の三人に一人は特に何もせず我慢していた②いじめを見ても半数近くは何も行動

村山内閣の誕生を受けて、社会党の久保書記長は、昨年七月の代表質問において、「自民党と社会党が教育界の冷戦構造から脱却し、まずは深刻ないじめの実態を把握し、原因究明とその解決に向けた努力を傾注すべきだ」と訴え、政府、政党、教職員、父母による協議・連絡機関を設置することを提唱した。

これにより、完全とは言えないまでも、文部省が専門家による協力者会議を設置し、児童・生徒一万一千人とその保護者、教師を対象にしたアンケートやヒアリング調査など、せす、高学年、男子ほど傍観している傾向が顕著^③いじめを受けた生徒ほどいじめに走る傾向がある^④いじめをみた生徒ほど学校に行きたくないと思ったことが多かった——などで、いじめが日常化し、无力感に支配されている子どもたちの心象風景を描きだしている。

自殺は「最終的な自己表現」でもある。子どもたちのこの「意思表示」に対して、矢継ぎ早に打ち出された「いじめ」対策はどうまで答えることができたのだろうか。これまでの対応と課題について整理したい。

(2) いじめ緊急対策

こうした矢先に、大河内君の自殺が起つた。十二月九日には、村山首相の指示により、いじめ問題に関する関係閣僚会議が初めて開催され、いじめの根絶に向け内閣を挙げて取り組むとともに、相談機関の整備充実や家庭、

(1) 1 村山内閣の対応
いじめの実態把握

2 「いじめ対策緊急会議報告」の焦点

学校、行政機関の連携強化などいじめ対策を強めることを申し合わせた。

また、政府・連立与党は、九五年度予算編成において、子どもたちの相談体制等の充実のための緊急対策として次の二つの新規予算を計上した。

①スクールカウンセラー活用調査研究委託事業（三億七百万円）。

臨床心理士などカウンセリングの専門家を特定の学校に派遣して、その効果を探る。

②いじめ問題対策事業（九千百万円）。

東京に「いじめ問題対策センター」を設置し、学校はもとより児童相談所などから集めた相談事例をデータベース化し、パソコン通信などを通じて情報を提供するとともに、実際にも相談員を配置し、全国からの電話や面接相談に応じる。

あわせて市町村教育委員会の教育相談員の配置にも、地方交付税措置（約十四億円）を講している。

文部省は、昨年十二月に「いじめ対策緊急会議」（主査・坂本昇一千葉大名誉教授）を設置して「緊急アピール」を発表するとともに、その後も検討を続け、三月十三日に「いじめの問題の解決のために当面取るべき方策について」の最終報告（以下「報告」と略す）をとりまとめた。

「報告」は、いじめられる側を守るとの大前提に立ち、いじめ問題に対する基本認識を示すとともに、学校、教育委員会、家庭、国、社会のそれぞれにおいて取り組むべき方策を盛り込んでいる。基本的には、十年前の提言と同趣旨の内容が丁寧に整理されているが、新たな観点からの提言も見られる。

(1) 基本認識

いじめは人間の尊厳を犯すものであり、決して許されるものではない。「報告」は、これまで一部に見られた「いじめられる側にもそれなりの理由や原因がある」との意見を明確に否定し、「誰よりもいじめる側が悪いのだという認識」に立ち、責任の所在を明確にするよう求めている。

また、「いじめであるか否かの判断は、あくまでいじめられている子どもの認識の問題」であり、「いじめられている子どもの立場に立った親身な指導」を行うよう求めていることも評価できる。

(2) 出席停止

いじめが一定の限度を超えた場合にはいじめる側に対して出席停止の措置を講じたり、警察等の協力を求めるといった厳しい対応に

ただし、これはあくまでも他の児童・生徒も言及している。

を守る（学習権の保障）ための緊急避難的な措置と考えるべきで、いじめ問題の基本的な解決にならない。安易にこの方向に流されることは厳に慎まなければならない。

(3) 養護教諭の積極的位置づけ

保健室は、成績評価と無関係ということもあって、悩みを持っている子どもにとっての「心の居場所」となっている面がある。いじめの兆候を発見しやすい立場にある。生徒指導部や担任との信頼関係に立った連携が、問題の解決に有効である。したがって、「報告」が養護教諭を積極的に位置づけたことは評価できる。しかし、校務分掌の中の生徒指導の中に組み込むことにより、子どもにとっての「心の居場所」の役割が果たせなくなるという懸念もある。

また、「報告」では、保健室以外の「心の居場所」について具体的提案がないが、学校図書館も子供にとって大切な「心の居場所」となりうる。子どもたちの「心の居場所」を保障・整備する上でも、養護教諭や司書教諭が、法規定されながら未配置となるいる実状を早急に改善する必要性が改めて問われている。

3 残された課題

今回の「報告」に盛り込まれた一連の対策は、あくまでも緊急避難的な対応であって、

最終的なものとは言えない。実態調査や事例研究も踏まえて、引き続き総合的な検討とフローアップが求められる。

いじめ問題は、当面の問題への現実的な対処と長期的な観点の両面から取り組まなければならない。「報告」は、中長期的に取り組むべき課題については殆ど触れておらず、今後残された課題も多い。

(1) いじめの構造的分析

「報告」のなかで、いじめの起る要因の一つとして「単一の価値尺度により児童生徒を評価する指導姿勢」が指摘されているが、文部省の第十四期中央教育審議会答申が「日本社会の病理」と指摘した学歴社会、受験教育、偏差値教育等に踏み込んでいないのは残念である。

十年前にもいじめ自殺が社会問題になり、ほぼ同趣旨の提言や通知が出されてきたにもかかわらず、いつそう深刻な状態に陥ったのはなぜか。「いじめ」そのものを生んでしまう学校文化を含めた原因究明も求められる。なぜいじめは起きるのか、構造的に分析しなければ、根本的な解決方法は見いだせない。

(2) 教育条件整備のための施策の充実

最近のいじめは陰湿かつ巧妙になつており、教師の目が届かないところで行われていることも少なくない。「報告」が指摘する「サイ

ンの早期発見」や、児童生徒との「温かなふれあい」「心のチャンネルの形成」にしても、それらとのきめ細かな連携」にしても、その必要性は教師なら痛感しているはずだ。しかし、そのために必要な時間をどう生み出し、気持ちのゆとりをどう取り戻すか、そこが問題なのである。

学校現場は忙しい。しかもその忙しさは直

接児童生徒の指導とはかわりのない校務の処理に占められている。子どもたちとじっくり話しあえる時間がほしい。たまには校庭で子どもたちと遊んでやりたいというのが、多くの教師の切実な願いである。そのためには学校行事の精選や各種校内委員会組織の見直しなどによって、学校にゆとりを取り戻すことが必要である。

同時に、教師が児童生徒と向かいあう時間を確保するための教職員定数等の改善が国や教育委員会の責務として問われている。もちろん、カウンセリングを重視した教員養成など、教師の資質向上が重要なことは言うまでもない。

(3) 学校・家庭・地域の連携

いじめ問題については、現在の社会・教育の病理が集中的に表れたものであり、学校全体、家庭、地域が問題を共有し、一致協力して取り組むことが重要である。その解決には学校任せでなく、家庭、地域がかつての教育

力を取り戻すとともに、それぞれの連携が欠かせない。

これを実効あるものにするには、子ども、教師、保護者、地域の人たちが、互いに情報交換し、ともに話し合う場（学校協議会、地域協議会）をシステムとして設けることが有効であろう。

おわりに

いじめ問題の背景、要因は大変複雑であるが、戦後五十年を経た日本の教育の「陰」の部分がここにきて顕著に顯れてきているとの捉え方もある。「いじめ」を含め、不登校、中途退学、非行、校内暴力等の子どもと教育をめぐる諸課題が、日本の戦後教育の在り方に起因し、かつ同根のものとするなら、「いじめ」への対応が、単にこの問題への対処療法治的な取り組みにとどまらず、今後二十一世紀の日本の教育の在り方を見直すきっかけにしていかなければならない。

三月二六日に四年ぶりに再開された第十五期中教審は、改めて学校、家庭、地域の役割と連携のあり方も検討する。当然、いじめ問題も取りあげられる。子ども達の「早すぎる絶望」が残した重い「諧問」にどう答えるか。「人にやさしい政治」をかける村山内閣にとっても大きな課題である。

（きたむらゆうじ・政審書記一文教部会担当）

A5判64頁

社会新報ブックレット

各600円(税込)



久保 亘



田原総一郎

いま、民主リベラル

寛容な市民政党をつくる

いま、なぜ民主リベラル新党なのか、
その意義と必要性を提起するととも
に「95年宣言」を解説

「社会新報」ブックレットメンバーへのお誘い!

入会金●1口1万円。
申し込み●電話かFAX、またはハガキで、下記へご連絡ください。
入会申し込み書をお送りします。

発行・日本社会党中央本部機関紙局

〒100 東京都千代田区永田町1-8-1 TEL 03-3592-7515 FAX 03-3581-3528

地下鉄サリン事件から一月余。遅ればせながら、亡くなられた方にはお悔みを、負傷された方にはお見舞を申し上げる。また、一日も早く、国民が安心して暮らせるようになることを願わざにはいられない。◆それにしても信じがたい事件である。サリンが発見されたから半世紀。化学兵器の材料にはなったが、一般社会で独り歩きするとは信じられなかつたもの。あまりに猛毒なので一般には存在しない。

化学兵器の材料にはなったが、

一般社会で独り歩きするとは信じられなかつたもの。あまりに猛毒なので一般には存在しない。

「ニュース」が流されてくる。曰く「警察は〇〇を押収した」。曰く「警察はオウムを犯人と断定した」。しかし警察は捜索内容を公表していない。問い合わせると「あれはマスコミのトバシ記事」との回答。するとマスコミの情報源はどこなのか。信じるに足りる情報なのか。◆何よりも問題なのは「内乱罪の適用が検討されている」というような報道が無批判に行われていること。

内乱罪の適用が検討されていること。

もし事実なら大変なことに情報源はやっぱり不明。

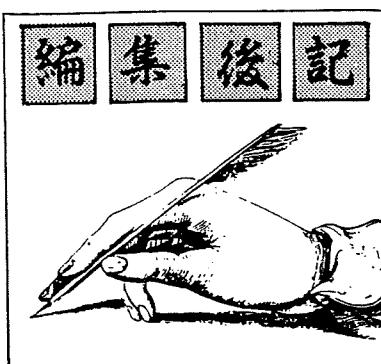
国民の不安につけ込んで、

情報がワイドショーリー的に扱われる。こんな報道を続けていくと、国民感覚が麻痺していく。もっと冷静で、正確なニュースが欲しい。

◆こんな「ニュース」が独り歩きすると、警察へのブ

レッシャーも並々ならず、捜査の行き過ぎを生み易い。必要なことは魔女狩りではなく、一日も早く安心して暮らせる社会を取り戻すこと。そのためには、捜査はあくまでも冷静に。だが、その環境づくりには警察にも責任がある。捜査の一々は広報できなくても、何が明らかになつたのか、捜査の現段階の焦点は何か等については、国民に明らかにされるべきであろう。

(AM)



の当局の回答である。それが突然、ラッシュアワーの地下鉄に出現した。これも科学の進歩の結果であろうか。◆オウム真理教の幹部が規制対象でないことについて、テレビでお馴染みのヒゲの数学者が語っていた。科学は元々哲学であった。ところが最近の科学教育は哲学を忘れている。科学は人類に貢献しなければならない。ん、そうか……。しかしチョット待つた。カルトといつてもオウムも宗教の一派であり、教団の科学者は人類救済のために働いていた、と言えなくもないのでは。◆オウム教団の捜索も大詰めを迎えていると言わ

れ、その捜索について連日連夜おびただしい

政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 大畠章宏 田口健二
緒方克陽 土肥隆一
椎山篤 葉科満治

温井 寛 石田
河野道夫 小川正浩
長谷川崇之 伊藤安博
石田好数 早川幸彦
西川洋 平塚博

会計監査 浜谷 悅
会計監査 石橋大吉 糸久八重子
会計監査 河野道夫 小川正浩
会計監査 長谷川崇之 伊藤安博
会計監査 石田好数 早川幸彦
会計監査 西川洋 平塚博

「政策資料」購読料のお知らせ

定価一部 四五〇円
送料 七六円

年間購読料 六〇〇〇円(前納)

郵便振替 東京〇〇一八〇

四一八〇八二二

又は

大和銀行 衆議院支店
普通 203888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

June 1995

No. 345

<FOREWORD>

AKIYAMA Atsushi

Vice-Chairman of the Policy-Making Board

<DOCUMENTS>

*Emergency Measures to Stem the Rising Value of Yen
(SDPJ)*

*Ruling Parties' Mission to the USA for Currency Adjustment
(the Ruling Parties)*

*Report of the Fact-finding Mission to the UNDOF
(the Ruling Parties)*

*Third Report on Reconstruction Measures for the Quake-stricken Hanshin and Awaji District
(the Ruling Parties)*

*Statement on Ratification of the ILO Convention No. 156
Future Roles of National Hospitals and Clinics*

(SDPJ's Committee on National Hospitals and Clinics)

<Policy Focus>

I. *Suggestions on Administrative Reform*

(OKADA Akihiko)

II. *Policy Agenda to Stop School Bullying*

(KITAMURA Yuji)

政策資料 6月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 関山信之
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581) 5111 内線3886~7
FAX 03(3502) 5857

定価450円 (送料76円)

**Published by Policy-Making Board
Social Democratic Party of Japan**

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857